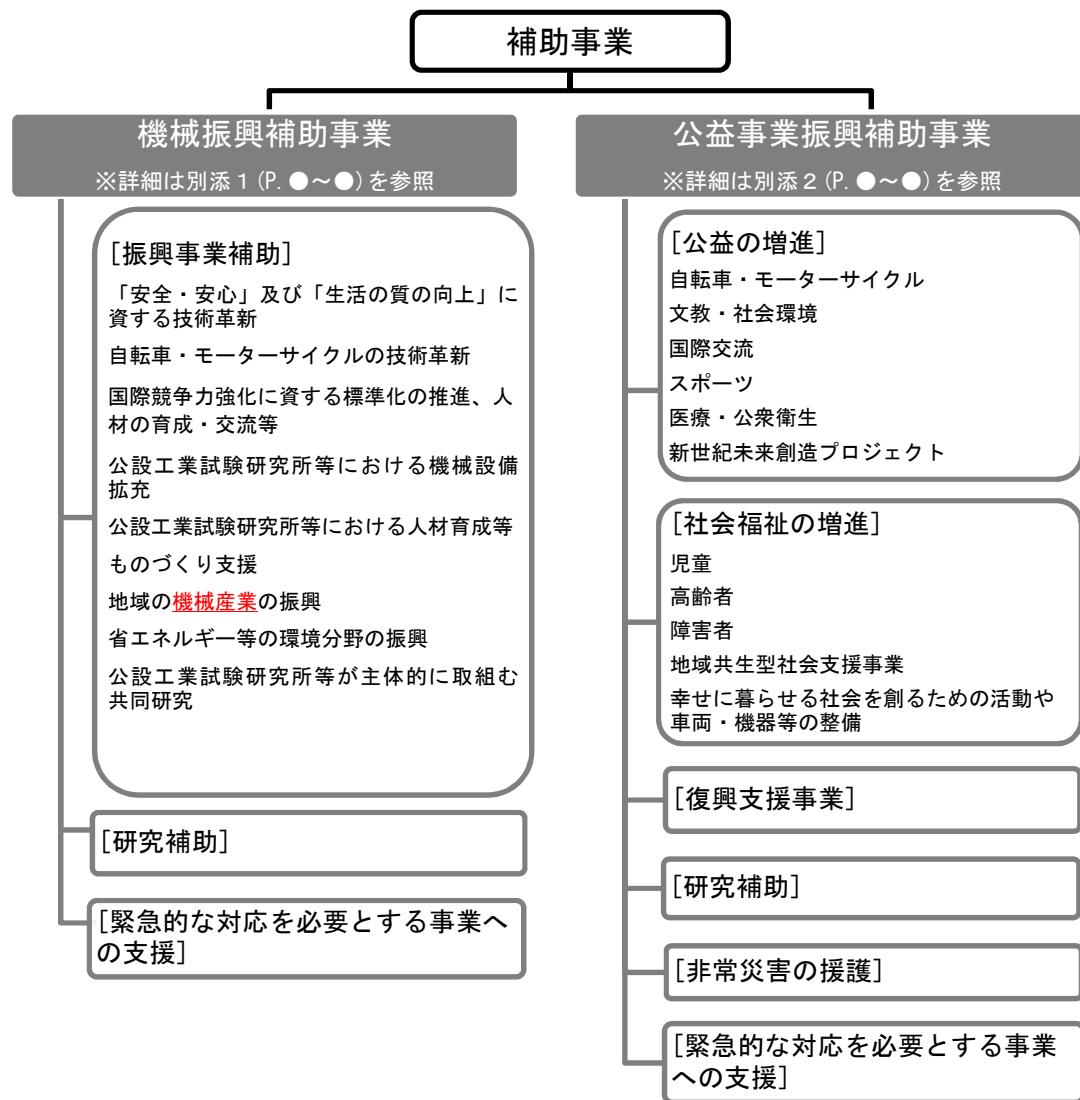
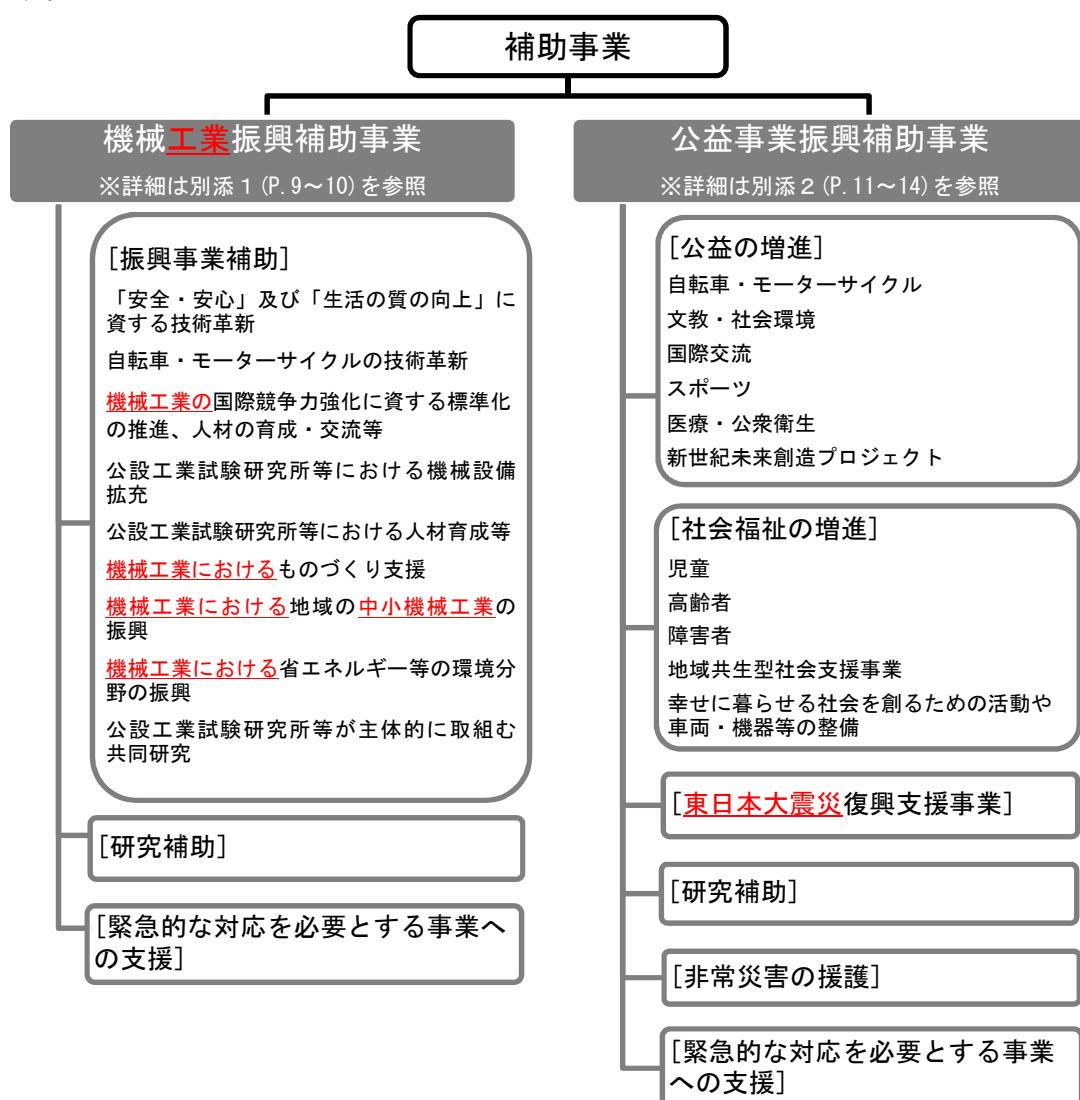


平成29年度補助方針（案） 新旧対照表

平成29年度（案）	平成28年度
<p>平成<u>29</u>年度機械振興補助事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する公示</p> <p>平成<u>29</u>年度における自転車競技法第24条第5号及び小型自動車競走法第28条第5号の規定に基づく、機械に関する事業の振興のための補助に関する事業並びに自転車競技法第24条第6号及び小型自動車競走法第28条第6号の規定に基づく、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助に関する事業は、公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が定める関連規程によるほか、次の補助方針により実施するので公示します。</p> <p><u>平成28年8月1日</u></p> <p>公益財団法人JKA 会長 吉田和憲</p>	<p>平成<u>28</u>年度機械<u>工業</u>振興補助事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する公示</p> <p>平成<u>28</u>年度における自転車競技法第24条第5号及び小型自動車競走法第28条第5号の規定に基づく、機械<u>工業</u>に関する事業の振興のための補助に関する事業並びに自転車競技法第24条第6号及び小型自動車競走法第28条第6号の規定に基づく、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助に関する事業は、公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が定める関連規程によるほか、次の補助方針により実施するので公示します。</p> <p><u>平成27年8月3日</u></p> <p>公益財団法人JKA 会長 吉田和憲</p>

平成29年度（案）	平成28年度							
平成29年度 補助方針	平成28年度 補助方針							
<p>1. 補助事業の基本方針</p> <p>本財団は、自転車競技法に基づく競輪振興法人、小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部により、機械振興と公益事業振興に対する補助を行います。</p> <p>平成29年度の補助事業にあたっては、<u>機械・公益事業</u>のそれぞれの分野において、これまで取組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため<u>の取組み</u>を積極的に支援します。</p>	<p>1. 補助事業の基本方針</p> <p>本財団は、自転車競技法に基づく競輪振興法人、小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部により、機械<u>工業</u>振興と公益事業振興に対する補助を行います。</p> <p>平成28年度の補助事業にあたっては、<u>機械工業振興、公益事業振興</u>のそれぞれの分野において、これまで取組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため、「<u>将来の社会的ニーズの先駆的な取組み</u>」「<u>新たな社会的課題に挑戦する取組み</u>」を積極的に支援します。</p>							
<p>2. 補助方針の位置づけ</p> <p>補助事業は、自転車競技法・小型自動車競走法及び本財団が定める関連規程^{注1}・関連要領^{注2}に基づき実施されます。また、平成29年度補助事業について、本補助方針のとおり方針等を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 10px; vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">機械振興補助事業の実施</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">公益事業振興補助事業の実施</div> </td> <td style="width: 50%; padding: 10px; vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">機械工業振興補助事業の実施</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">公益事業振興補助事業の実施</div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">自転車競技法 第24条第5号</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">小型自動車競走法 第28条第5号</div> </td> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">自転車競技法 第24条第5号</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">小型自動車競走法 第28条第5号</div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">JKA制定 関連規程^{注1} ①-1 機振規程 <u>(削除)</u></div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">JKA制定 関連規程^{注1} ①-1 機振規程 <u>(削除)</u></div> </td> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">JKA制定 関連規程^{注1} ①-1 機振規程 ①-2 補助細則 <u>(削除)</u></div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">JKA制定 関連規程^{注1} ①-1 機振規程 ①-2 補助細則 <u>(削除)</u></div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">補助方針 ①-2 関連要領^{注2}</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">補助方針 ②-2 関連要領^{注2}</div> </td> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">補助方針 ①-3 関連要領^{注2}</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">補助方針 ②-3 関連要領^{注2}</div> </td> </tr> </table>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">機械振興補助事業の実施</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">公益事業振興補助事業の実施</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">機械工業振興補助事業の実施</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">公益事業振興補助事業の実施</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">自転車競技法 第24条第5号</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">小型自動車競走法 第28条第5号</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">自転車競技法 第24条第5号</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">小型自動車競走法 第28条第5号</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">JKA制定 関連規程^{注1} ①-1 機振規程 <u>(削除)</u></div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">JKA制定 関連規程^{注1} ①-1 機振規程 <u>(削除)</u></div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">JKA制定 関連規程^{注1} ①-1 機振規程 ①-2 補助細則 <u>(削除)</u></div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">JKA制定 関連規程^{注1} ①-1 機振規程 ①-2 補助細則 <u>(削除)</u></div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">補助方針 ①-2 関連要領^{注2}</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">補助方針 ②-2 関連要領^{注2}</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">補助方針 ①-3 関連要領^{注2}</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">補助方針 ②-3 関連要領^{注2}</div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">機械振興補助事業の実施</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">公益事業振興補助事業の実施</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">機械工業振興補助事業の実施</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">公益事業振興補助事業の実施</div>							
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">自転車競技法 第24条第5号</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">小型自動車競走法 第28条第5号</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">自転車競技法 第24条第5号</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">小型自動車競走法 第28条第5号</div>							
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">JKA制定 関連規程^{注1} ①-1 機振規程 <u>(削除)</u></div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">JKA制定 関連規程^{注1} ①-1 機振規程 <u>(削除)</u></div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">JKA制定 関連規程^{注1} ①-1 機振規程 ①-2 補助細則 <u>(削除)</u></div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">JKA制定 関連規程^{注1} ①-1 機振規程 ①-2 補助細則 <u>(削除)</u></div>							
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">補助方針 ①-2 関連要領^{注2}</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">補助方針 ②-2 関連要領^{注2}</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">補助方針 ①-3 関連要領^{注2}</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">補助方針 ②-3 関連要領^{注2}</div>							
<p>注1：関連規程とは、以下を指します。</p> <p>①-1 「自転車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」(両規程を総称して以下「機振規程」という。) <u>(削除)</u></p> <p>②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」(両規程を総称して以下「公益規程」という。)</p>	<p>注1：関連規程とは、以下を指します。</p> <p>①-1 「自転車等機械<u>工業</u>振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械<u>工業</u>振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」(両規程を総称して以下「機振規程」という。) <u>(削除)</u></p> <p>②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」(両規程を総称して以下「公益規程」という。)</p>							

平成29年度（案）	平成28年度
<p><u>(削除)</u></p> <p>注2：関連要領とは、以下を指します。</p> <p>①-2 「機械振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「機械振興補助事業実施に関する事務手続要領」 ②-2 「公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「公益事業振興補助事業実施に関する事務手續要領」</p> <p>3. 補助事業の手続き</p> <p>補助事業の手続きは以下のとおりです。</p> <pre> graph TD A[事業者] --> B[JKA] B --> C[①事業計画の作成] C --> D[②要望申請] D --> E[③審査・採否決定] E --> F[④採否通知] F --> G[⑤受諾手続き] G --> H[⑥事業の実施] H --> I[⑦実施内容の公表] H --> J[⑧補助金の申請] J --> K[⑨補助金の支払い 適切に事業が行われたことの確認後、補助金をお支払いします。] K --> L[⑩自己評価(1回目) 事業完了後、事前計画に基づき、実施内容及び成果について自ら評価をしてください。] L --> M[⑪完了報告書の提出] M --> N[⑫補助金確定調査 補助事業の収支決算及び実施内容を調査します。] N --> O[⑬補助金の確定] O --> P[⑭自己評価(2回目) 事業実施後、一定期間経過してから現れた成果を提出してください。] </pre>	<p><u>②-2 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」</u></p> <p>注2：関連要領とは、以下を指します。</p> <p>①-3 「機械工業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「機械工業振興補助事業実施に関する事務手続要領」 ②-3 「公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「公益事業振興補助事業実施に関する事務手續要領」</p> <p><u>(5. より移項)</u></p>

平成29年度（案）	平成28年度
<p>4. 補助事業の実施期間 <u>平成29年4月1日以降に事業を開始し、平成30年3月31日までに完了することを原則とします。</u></p> <p>5. 補助事業の概要 補助事業は、「機械振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。</p>  <pre> graph TD A[補助事業] --> B[機械振興補助事業] A --> C[公益事業振興補助事業] B --> D[振興事業補助] B --> E[研究補助] B --> F[緊急的な対応を必要とする事業への支援] C --> G[公益の増進] C --> H[社会福祉の増進] C --> I[復興支援事業] C --> J[研究補助] C --> K[非常災害の援護] C --> L[緊急的な対応を必要とする事業への支援] </pre> <p>(16. より移項)</p> <p>3. 補助事業の概要 補助事業は、「機械工業振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。</p>  <pre> graph TD A[補助事業] --> B[機械工業振興補助事業] A --> C[公益事業振興補助事業] B --> D[振興事業補助] B --> E[研究補助] B --> F[緊急的な対応を必要とする事業への支援] C --> G[公益の増進] C --> H[社会福祉の増進] C --> I[東日本大震災復興支援事業] C --> J[研究補助] C --> K[非常災害の援護] C --> L[緊急的な対応を必要とする事業への支援] </pre>	

平成29年度（案）

6. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要		※1 補助率	上限金額※2
機械振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	振興事業補助 重点事業	自転車競技に関する機材等の性能向上	9/10	15,000万円	
		「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新 自転車・モーターサイクルの技術革新	4/5	5,000万円	
		国際競争力強化に資する標準化の推進、人材の育成・交流等	3/4	5,000万円	
		①公設工業試験研究所等における機械設備拡充※3 ②公設工業試験研究所等における研究開発型機械設備拡充※3(1機器に限る。)	2/3	①3,000万円 ②6,000万円	
		公設工業試験研究所等における人材育成等		400万円	
	一般事業	ものづくり支援 地域の機械産業の振興 省エネルギー等の環境	1/2	5,000万円	
		公設工業試験研究所等が主体的に取組む共同研究		300万円	
	研究補助※4	個別研究		500万円	
		若手研究	1/1	200万円	
		開発研究		1,000万円	
緊急的な対応を必要とする事業への支援			※5	※5.6	
公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進 重点事業	自転車（競技力向上等） 事業費	9/10	15,000万円	
		事業費		5,000万円	
		自転車・モーターサイクル 施設の建築※7 施設の補修※8	3/4	15,000万円 5,000万円	
		社会環境 国際交流 施設の建築※7 施設の補修※9	2/3	10,000万円 5,000万円	
		一般事業 スポーツ 医療・公衆衛生 文教・社会環境 検診車の整備	1/2	2,500万円 3,100万円	
	社会福祉の増進	新世紀未来創造プロジェクト	1/1	100万円	
		児童 高齢者 障害者 地域共生型社会支援事業 幸せに暮らせる社会を創るために活動や車両・機器等の整備	3/4	5,000万円 8,000万円 315万円 750万円 5,000万円	
		復興支援事業	1/1	300万円	
		研究補助※11	1/1	100万円	
		非常災害の援護	1/1	※6	
		緊急的な対応を必要とする事業への支援	※12	※6.12	

※1：補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。

なお、補助対象経費の上限（補助金の「上限金額※2」÷補助率）を超える事業についても要望できます。（削除）

※2：上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。（削除）

・各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。

・補助率、基準単価は、事業の種類（施設、車両）により異なります。

※3：公設工業試験研究所等における機械設備拡充事業については①又は②のいずれか一つの要望となります。

※4：機械の振興に資する研究

（削除）

（図の削除）

※5：補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。

※6：平成29年度の予算で実施します。

※7：「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。

※8：自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設

※9：更生保護施設

※10：社会福祉施設

※11：公益及び社会福祉の増進に資する研究（地域社会の共生に資する研究）

※12：補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。

平成28年度

4. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要		※1 補助率	上限金額※2
機械工業振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	機械工業振興補助事業 重点事業	競技用自転車・機材の性能向上	9/10	15,000万円	
		「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新 自転車・モーターサイクルの技術革新	3/4	5,000万円	
		国際競争力強化に資する標準化の推進、人材の育成・交流等		5,000万円	
		①公設工業試験研究所等における機械設備拡充※3 ②公設工業試験研究所等における研究開発型機械設備拡充※3(1機器に限る。)	2/3	①3,000万円 ②6,000万円	
		公設工業試験研究所等における人材育成等		400万円	
	一般事業	ものづくり支援 地域の中小機械工業の振興 省エネルギー等の環境	1/2	5,000万円	
		公設工業試験研究所等が主体的に取組む共同研究		100万円	
	研究補助※4	個別研究		300万円	
		若手研究	1/1	100万円	
		開発研究		1,000万円	
緊急的な対応を必要とする事業への支援			※6	※6.7	
公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進 重点事業	自転車（強化指定選手遠征） 事業費	9/10	15,000万円	
		事業費		5,000万円	
		自転車・モーターサイクル 施設の建築※8 施設の補修※9	3/4	15,000万円 3,000万円	
		社会環境 国際交流 施設の建築※7 施設の補修※9	2/3	10,000万円 3,000万円	
		一般事業 スポーツ 医療・公衆衛生 文教・社会環境 検診車の整備	1/2	5,000万円 2,500万円 3,100万円	
	社会福祉の増進 一般事業	新世紀未来創造プロジェクト		100万円	
		児童 高齢者 障害者 地域共生型社会支援事業 幸せに暮らせる社会を創るために活動や車両・機器等の整備	3/4	5,000万円 8,000万円 315万円 750万円 3,000万円	
		復興支援事業	1/1	300万円	
		研究補助※12	1/1	100万円	
		非常災害の援護	1/1	※7	
		緊急的な対応を必要とする事業への支援	※13	※7.13	

※1：補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。

なお、補助対象経費の上限（補助金の「上限金額※2」÷補助率）を超える事業についても要望できます。（右図参照）

※2：上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。（右図参照）

・各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。

・補助率、基準単価は、事業の種類（施設、車両）により異なります。

※3：公設工業試験研究所等における機械設備拡充事業については①又は②のいずれか一つの要望となります。

※4：機械工業の振興に資する研究

※5：自己負担を伴わない補助事業であることを表します。

※6：補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。

※7：平成28年度の予算で実施します。

※8：「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。

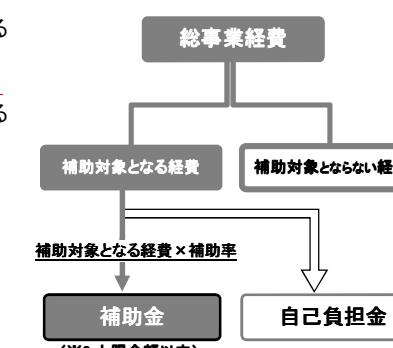
※9：自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設

※10：更生保護施設

※11：社会福祉施設

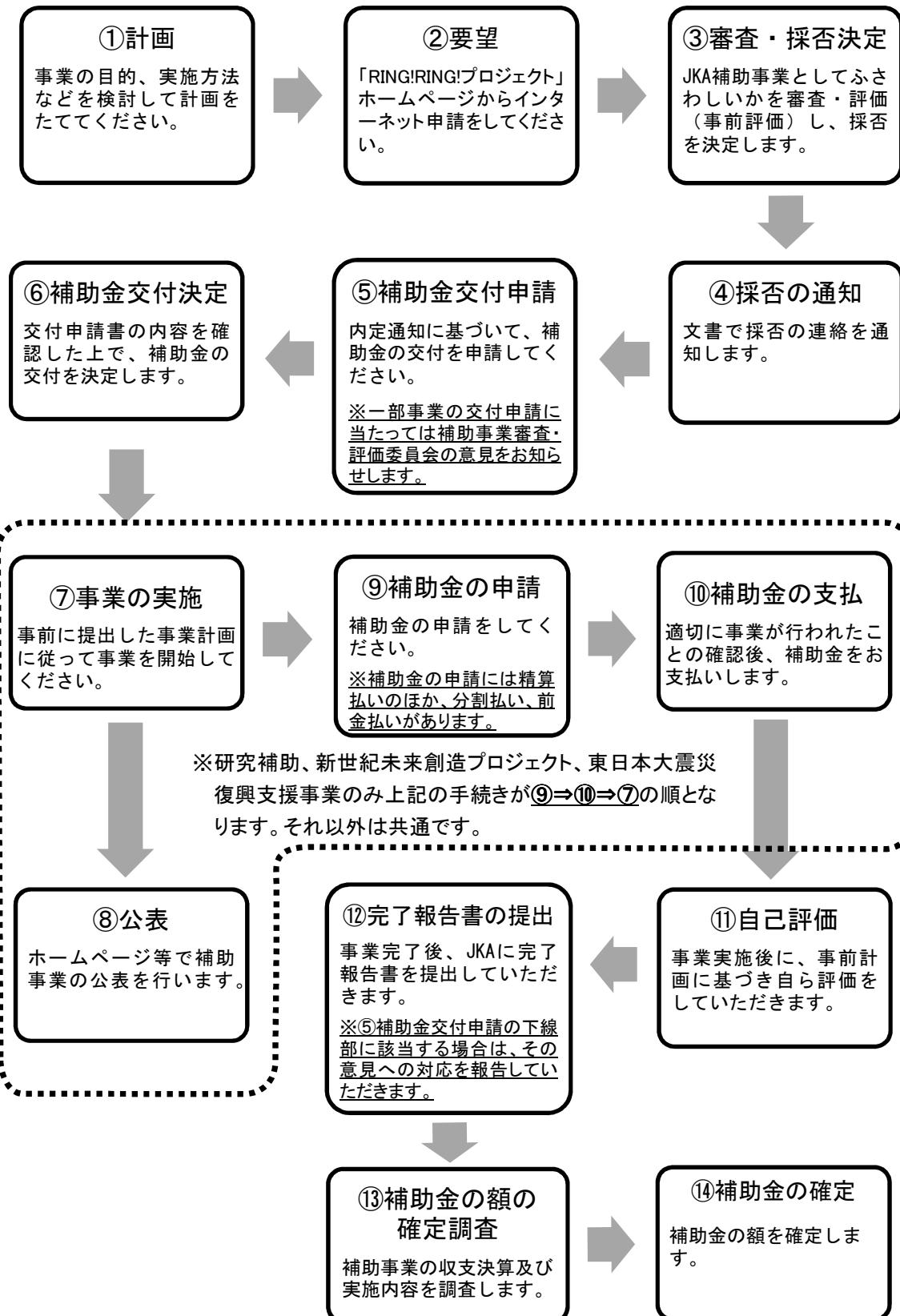
※12：公益及び社会福祉の増進に資する研究（地域社会の共生に資する研究）

※13：補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。



(移項に伴い削除)5. 補助事業の手続き

補助事業の手続きは以下のとおりです。



平成29年度（案）	平成28年度
<p>7. 補助の対象者</p> <p>(1) 機械振興補助事業</p> <p>① 振興事業補助、緊急的な対応を必要とする事業への支援 財団法人・社団法人※1、技術研究組合、特定非営利活動法人（NPO法人）、その他公共的な法人</p> <p>② 研究補助 大学等研究機関※2、特定非営利活動法人（NPO法人）又は技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者※3</p> <p>(2) 公益事業振興補助事業</p> <p>① 公益の増進（新世紀未来創造プロジェクトは除く）、社会福祉の増進、復興支援事業※4、緊急的な対応を必要とする事業への支援 特定非営利活動法人（NPO法人）、財団法人・社団法人※1、社会福祉法人、更生保護法人、商工会、商工会議所、私立特別支援学校を運営する学校法人、特別の法律に基づいて設立された法人</p> <p>② 新世紀未来創造プロジェクト 国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人（NPO法人）</p> <p>③ 研究補助 大学等研究機関※2に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者※3</p> <p>④ 非常災害の援護 上記①の法人であって、以下の事業を実施する者 ・災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者 ・災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者</p> <p>※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人を指します。</p> <p>※2 大学等研究機関には大学（短期大学を含む）、大学共同利用機関法人、高等専門学校が含まれます。</p> <p>※3 申請者は研究者本人（大学院生等の学生でないこと）とし、申請に当たっては所属長の了承が必要となります。</p> <p>※4 復興支援事業については、上記①の法人のほか、大学に所属する研究者（大学院生等の学生でないこと）も対象となります。なお、大学に所属する研究者が申請する場合は、所属長の了承が必要となります。</p> <p>8. 補助の対象外となる者</p> <p>(1) 同一事業において国又は他の団体（他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体）からの補助を受けている者</p> <p>(2) 建築、補修、福祉車両の整備は、直近2年間（平成27、28年度）に本財団から補助を受けた法人（ただし、自転車・モーターサイクル関連施設は除く）</p> <p>(3) 研究補助は、平成28年度複数年研究の補助を受けた者</p>	<p>6. 補助の対象者</p> <p>(1) 機械工業振興補助事業</p> <p>① 振興事業補助、緊急的な対応を必要とする事業への支援 財団法人・社団法人※1、技術研究組合、特定非営利活動法人（NPO法人）、その他公共的な法人</p> <p>② 研究補助 大学等研究機関※2、特定非営利活動法人（NPO法人）又は技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者※3</p> <p>(2) 公益事業振興補助事業</p> <p>① 公益の増進（新世紀未来創造プロジェクトは除く）、社会福祉の増進、東日本大震災復興支援事業※4、緊急的な対応を必要とする事業への支援 特定非営利活動法人（NPO法人）、財団法人・社団法人※1、社会福祉法人、更生保護法人、商工会、商工会議所、私立特別支援学校を運営する学校法人、特別の法律に基づいて設立された法人</p> <p>② 新世紀未来創造プロジェクト 国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人（NPO法人）</p> <p>③ 研究補助 大学等研究機関※2に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者※3</p> <p>④ 非常災害の援護 上記①の法人であって、以下の事業を実施する者 ・災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者 ・災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者</p> <p>※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人を指します。</p> <p>※2 大学等研究機関には大学（短期大学を含む）、大学共同利用機関法人、高等専門学校が含まれます。</p> <p>※3 申請者は研究者本人（大学院生等の学生でないこと）とし、申請に当たっては所属長の了承が必要となります。</p> <p>※4 東日本大震災復興支援事業については、上記①の法人のほか、大学に所属する研究者（大学院生等の学生でないこと）も対象となります。なお、大学に所属する研究者が申請する場合は、所属長の了承が必要となります。</p> <p>7. 補助の対象外となる者</p> <p>(1) 同一事業において国又は他の団体（他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体）からの補助を受けている者</p> <p>(2) 建築、補修、福祉車両の整備は、直近2年間（平成26、27年度）に本財団から補助を受けた法人（ただし、自転車・モーターサイクル関連施設は除く）</p> <p>(3) 研究補助は、平成27年度複数年研究の補助を受けた者</p>
	7

平成29年度（案）	平成28年度
<p>9. 補助の対象となる経費 補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費 (1) 機械振興補助事業については、別添3の「補助事業の事業経費の基準」(P.●～●)をご参照ください。 (2) 公益事業振興補助事業については、別添4の「補助事業の事業経費の基準」(P.●～●)をご参照ください。</p>	<p>8. 補助の対象となる経費 補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費 (1) 機械工業振興補助事業については、別添3の「補助事業の事業経費の基準」(P.15～19)をご参照ください。 (2) 公益事業振興補助事業については、別添4の「補助事業の事業経費の基準」(P.20～32)をご参照ください。</p>
<p>10. 申請方法 「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおける事業者登録及びインターネット申請が必要となります。 ※別途要望書類の郵送も必要となります。 なお、非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援については、11.(2)の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。</p>	<p>9. 申請方法 「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jp における会員登録及びインターネット申請が必要となります。 ※別途要望書類の郵送も必要となります。 なお、非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援については、11.(2)の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。</p>
<p>11. インターネット申請期間 補助事業により、インターネット申請期間が異なります。 (1) 下記(2)及び(3)を除くすべての補助事業 平成28年8月15日（月）10時～9月30日（金）15時 ※事業者登録は9月29日（木）15時までに完了してください。 9月29日（木）15時の時点で事業者登録手続きが完了できていない場合、申請できません。 ※別途要望書類の郵送も必要となります。(要望書類の必着期限 10月6日（木）17時)</p> <p>(2) 研究補助 平成28年11月7日（月）10時～11月18日（金）15時 ※事業者登録は11月17日（木）15時までに完了してください。 11月17日（木）15時の時点で事業者登録手続きが完了できていない場合、申請できません。 ※別途要望書類の郵送も必要となります。(要望書類の必着期限 11月24日（木）17時)</p> <p>(3) 非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援 平成29年度内において随時受付けております。 (注：ただし、平成29年度内に着手する必要があります。)</p>	<p>10. インターネット申請期間 補助事業により、インターネット申請期間が異なります。 (1) 下記(2)及び(3)を除くすべての補助事業 平成27年8月3日（月）～9月30日（水）13時 ※会員登録は9月29日（火）15時までに完了してください。 9月29日（火）15時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。 ※別途要望書類の郵送も必要となります。(要望書類の必着期限 10月6日（火）17時)</p> <p>(2) 研究補助 平成27年11月9日（月）～11月20日（金）13時 ※会員登録は11月19日（木）15時までに完了してください。 11月19日（木）15時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。 ※別途要望書類の郵送も必要となります。(要望書類の必着期限 11月27日（金）17時)</p> <p>(3) 非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援 平成28年度内において随時受付けております。 (注：ただし、平成28年度内に着手する必要があります。)</p>
<p>12. 補助事業（要望）説明会の実施 補助事業及び補助事業要望手続きに関する説明会を開催します。詳細は「RING!RING!プロジェクト」ホームページでお知らせします。</p>	<p>(21. より移項)</p>
<p>13. 要望書類提出先 <u>(削除)</u> 〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6（英全ビル） 公益財団法人JKA 補助事業部</p>	<p>11. 要望書類提出先及び問い合わせ先 (1) 要望書類提出先 〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6（英全ビル） 公益財団法人JKA 補助事業部</p>

平成29年度（案）	平成28年度
<p><u>(移項に伴い削除)</u></p> <p>1.4. 審査・採否の決定</p> <p>(1) 補助事業の選定については、<u>透明性を確保するため</u>、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会において審査し、<u>採否を決定します</u>。</p> <p>(2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に準じて審査します。</p> <p>1.5. 審査の基準</p> <p>機振規程第3条及び第4条並びに公益規程第3条及び第4条の規定によるほか、以下の基準により審査します。</p> <p>(1) 組織の審査 ① 組織の適格性 ② 組織の事業遂行力 ③ 自己評価の体制</p> <p>(2) 要件審査 ① 補助対象事業との適合性 ② 公益性の確保 ③ 複数年度事業 ④ 広報計画</p> <p>(3) 事業審査 ① 社会的課題の把握と解決策の妥当性 ② 事業目標の妥当性 ③ 事業効果の妥当性 ④ 事業の新規性（又は事業継続の妥当性） ⑤ 事業の発展性</p> <p>1.6. 採否の通知</p> <p>(1) 文書をもって、採否をお知らせします。</p> <p>(2) <u>一部事業については、交付決定通知をお渡しする際、補助事業審査・評価委員会で付された意見をお知らせします。</u></p> <p>(3) 採否に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。</p> <p>1.7. 補助事業事務手続説明会への出席</p> <p>採択された者には、平成<u>29</u>年4月（予定）に<u>実施される</u>補助事業事務手続説明会にて<u>交付決定通知をお渡ししますので、必ず出席してください。</u>（出席に要する費用は自己負担となります。）</p>	<p>(2) 問い合わせ先</p> <p>「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jp の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。</p> <p>1.2. 審査</p> <p>(1) 補助事業の選定については、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会において審査し、<u>補助事業の透明性を確保します</u>。</p> <p>(2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に準じて審査します。</p> <p>1.3. 審査の基準</p> <p>機振規程第3条及び第4条並びに公益規程第3条及び第4条の規定によるほか、以下の基準により審査します。</p> <p>(1) 組織の審査 ① 組織の適格性 ② 組織の事業遂行力 ③ 自己評価の体制</p> <p>(2) 要件審査 ① 補助対象事業との適合性 ② 公益性の確保 ③ 複数年度事業 ④ 広報計画</p> <p>(3) 事業審査 ① 社会的課題の把握と解決策の妥当性 ② 事業目標の妥当性 ③ 事業効果の妥当性 ④ 事業の新規性（又は事業継続の妥当性） ⑤ 事業の発展性</p> <p>1.4. 採否の通知</p> <p>(1) 文書をもって、採否をお知らせします。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>(2) 採否に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。</p> <p>1.5. 補助事業内定説明会への出席</p> <p>採択された者<u>を対象に</u>、平成<u>28</u>年4月（予定）に補助事業<u>内定説明会を実施します</u>。（出席に要する費用は自己負担となります。）</p>

平成29年度（案）	平成28年度
(移項に伴い削除)	<u>16. 補助事業の実施期間</u> 平成 <u>28</u> 年4月1日以降に事業を開始し、平成 <u>29</u> 年3月31日までに完了することを原則とします。
<u>18. 補助事業である旨の表示</u> 補助事業を実施する場合には、競輪・オートレースの補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。	<u>17. 補助事業である旨の表示</u> 補助事業を実施する場合には、競輪・オートレースの補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。
<u>19. 補助事業の実施内容及び成果の公表</u> 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開及び競輪・オートレース振興への取組みへの協力※を交付条件とします。 ※補助事業者が本財団に提出する一切の資料（ <u>補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、動画・写真等</u> ）は、「RING!RING!プロジェクト」ホームページ並びに国立国会図書館法及び図書館法に定める図書館のうち本財団が指定したもので公表 <u>することを原則とします</u> 。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、翻案、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び第三者の素材と一緒に編集することができますことをご了承ください。	<u>18. 補助事業の実施内容及び成果の公表</u> 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開及び競輪・オートレース振興への取組みへの協力※を交付条件とします。 ※ <u>補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、その他</u> 補助事業者が本財団に提出する一切の資料（ <u>動画・写真を含むがそれに限られない</u> ）は、「RING!RING!プロジェクト」ホームページ並びに国立国会図書館法及び図書館法に定める図書館のうち本財団が指定したもので公表 <u>します</u> 。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、翻案、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び第三者の素材と一緒に編集することができますことをご了承ください。
<u>20. 補助事業の評価</u> 補助事業者は、事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。 また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。 なお、提出された自己評価、アンケート、ヒアリング等をもとに、本財団は補助事業審査・評価委員会において補助事業の評価を実施し、「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおいて公表します。	<u>19. 補助事業の評価</u> 補助事業者は、事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。 また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。 提出された自己評価、アンケート、ヒアリング等をもとに、本財団は補助事業審査・評価委員会において補助事業の評価を実施し、「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおいて公表します。
<u>21. 情報公開の実施</u> 補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。 (移項に伴い削除)	<u>20. 情報公開の実施</u> 補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。
<u>22. 問い合わせ方法</u> <u>「RING!RING!プロジェクト」ホームページの『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。</u>	<u>21. 補助事業要望手続説明会の実施</u> (1) <u>補助事業及び補助事業要望手続に関する説明会を開催します。詳細は「RING!RING!プロジェクト」ホームページでお知らせします。</u> (2) <u>その他要望に関するお問い合わせについては、11.(2)の問い合わせ先までご連絡ください。</u> <u>(11. 及び21.(2)より移項)</u>

平成29年度（案）	平成28年度
別添1 機械 補助の対象となる事業について	別添1 機械 補助の対象となる事業について
<p>I. 振興事業補助</p> <p>1. 重点事業</p> <p>(1) 「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新</p> <p>機械技術・機械工学を通した、人命事故への取組みはもとより、健康・医療・介護・福祉分野における技術革新や<u>ものづくり・IT技術等</u>の高度化による生活の質の向上に資する取組みを支援します。</p> <p>①安全・安心に資する取組みに関する事業 ②生活の質の向上に資する取組みに関する事業</p> <p>(2) 自転車・モーターサイクルの技術革新</p> <p>①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた、<u>自転車競技に関する機材等の性能向上に資する取組みに関する事業</u> ②独創的な発想や安全性を追求した自転車・モーターサイクルに関する事業 ③自転車を用いた環境にやさしい社会づくりに資する事業</p> <p>(3) 標準化の推進</p> <p><u>機械産業の国際競争力強化</u>に資する標準化事業はもとより、同事業に関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行います。</p> <p>①国際競争力強化に資する事業 ②人材の育成・交流等に関する事業</p> <p>(4) 公設工業試験研究所等（以下「公設試」という。）における機械設備拡充事業等</p> <p>地域の中小企業が公設試の機器を積極的に有効活用し、ものづくり、新産業の創出及び産業の高付加価値化につながる事業を産業人材の育成等の観点からも支援していきます。</p> <p>①機械設備拡充事業 ②上記①のうち、研究開発を目的とするもの（1機器に限る。） ③地域の特性を活かした<u>新産業</u>の創出・人材育成に資する事業</p> <p>2. 一般事業</p> <p>機械振興に資する事業であって、重点事業以外の社会的課題を解決する以下の事業を支援していきます。</p> <p>(1) ものづくり支援に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端技術の開発 ・知的財産の創出 	<p>I. 振興事業補助</p> <p>1. 重点事業</p> <p>(1) 「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新</p> <p><u>「安全・安心」及び「生活の質の向上」に対する人々の関心が高まるなか、機械技術・機械工学を通した、人命事故への取組みはもとより、健康・医療・介護・福祉分野における技術革新や IT 技術等の高度化による生活の質の向上に資する取組みを支援します。</u></p> <p>①<u>機械工業における</u>安全・安心に資する取組みに関する事業 ②<u>健康・医療・介護・福祉分野における技術革新やものづくり・IT技術等を用いて、生活の質の向上に資する取組み</u></p> <p>(2) 自転車・モーターサイクルの技術革新</p> <p>①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた<u>競技用自転車・機材の性能向上に資する事業</u> ②独創的な発想や安全性を追求した自転車・モーターサイクルに関する事業 ③自転車を用いた環境にやさしい社会づくりに資する事業</p> <p>(3) 標準化の推進</p> <p>国際競争力強化に資する<u>国際標準化事業</u>はもとより、同事業に関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行います。</p> <p>①<u>機械工業の国際競争力強化に資する標準化の推進</u> ②<u>標準化の推進に関連する</u>人材の育成・交流等に関する事業</p> <p>(4) 公設工業試験研究所等（以下「公設試」という。）における機械設備拡充事業等</p> <p>地域の中小企業が公設試の機器を積極的に有効活用し、ものづくり、新産業の創出及び産業の高付加価値化につながる事業を産業人材の育成等の観点からも支援していきます。</p> <p>①<u>公設試における</u>機械設備拡充事業 ②上記①のうち、研究開発を目的とするもの（1機器に限る。） ③<u>公設試における</u>地域の特性を活かし、<u>好循環につながる</u>産業の創出・人材育成に資する事業</p> <p>2. 一般事業</p> <p>機械<u>工業の振興</u>に資する事業であって、重点事業以外の社会的課題を解決する以下の事業を支援していきます。</p> <p>(1) <u>機械工業における</u>ものづくり支援に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端技術の開発 ・知的財産の創出

平成29年度（案）	平成28年度
<p>・付加価値の向上、新規事業の創出 <u>・ロボット技術やICTを活用した超省力・高品質生産を実現する新たな取組み（農水林業等）</u> <u>・医工連携等、異分野の技術を統合した試作品の開発、等</u></p> <p>(2) 地域の機械産業の振興に資する事業 ・事業基盤強化 ・新規事業の展開 <u>・地域ブランド展開のための調査研究、等</u></p> <p>(3) 省エネルギー等の環境分野の振興 ・省エネルギーの推進 ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組み ・新エネルギーの開発 ・環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化 <u>・再生可能エネルギー等の技術開発、等</u></p> <p>(4) 公設試が主体的に取組む研究を通じ、新たな地域ものづくりや高付加価値等につながる事業など、地元企業、大学等と連携して行う共同研究（公設試が主体的に取組む共同研究）</p>	<p>・付加価値の向上、新規事業の創出、<u>等</u></p> <p>(2) <u>機械工業における地域の中小機械工業の振興に資する事業</u> ・事業基盤強化 ・新規事業の展開、<u>等</u></p> <p>(3) <u>機械工業における省エネルギー等の環境分野の振興</u> ・省エネルギーの推進 ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組み ・新エネルギーの開発 ・環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化、<u>等</u></p> <p>(4) 公設試が主体的に取組む研究を通じ、新たな地域ものづくりや高付加価値等につながる事業など、地元企業、大学等と連携して行う共同研究（公設試が主体的に取組む共同研究）</p>

II. 研究補助

機械振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」、「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」及び「新技術又は新製品の実用化を目指す研究」を支援します。

- (1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO法人）、技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者による独創的な研究（「個別研究」という。）
- (2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO法人）、技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者※による研究（「若手研究」という。）
- (3) 大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している研究者が、新技術又は新製品の実用化を目的として行う研究（「開発研究」という。）

同一研究者が複数のカテゴリーを重複して要望することはできません。

また、「個別研究」・「若手研究」については、2年間を限度として複数年度にわたる研究についての要望を受け付けます。

※ 若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。

II. 研究補助

機械工業の振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」及び「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。なお、研究補助の要望にあたっては、2年間を限度として複数年度にわたる研究についての要望を受け付けます。

1. 対象となる事業

機械工業の振興に資する研究

2. 研究補助の種類

- (1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO法人）、技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者による独創的な研究（「個別研究」という。）
- (2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO法人）、技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者※による研究（「若手研究」という。）

※ 若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。

平成29年度（案）	平成28年度
<p>III. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>上記Iに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添5の「平成<u>29</u>年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」(P.●)をご参照ください。</p> <p>なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページの『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>	<p>III. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>上記Iに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添5の「平成<u>28</u>年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」(P.33)をご参照ください。</p> <p>なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jpの『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>

平成29年度（案）	平成28年度
別添2	別添2
補助の対象となる事業について	補助の対象となる事業について
<p>I. 公益の増進</p> <p>1. 重点事業</p> <p>(1) 自転車・モーターサイクル</p> <p>競技の普及促進及び競技施設の整備、自転車安全利用のための環境整備・普及啓発に資する事業を支援します。</p> <p>①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上等に資する事業 ②自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業 ③自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進する事業 ④自転車競技施設・モーターサイクル競技施設の建築 ⑤競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業</p> <p>(2) 社会環境</p> <p>安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。</p> <p>①警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動 ②地域社会の安全・安心に資する活動 ③更生保護施設の建築 ④競輪・オートレースの補助事業により建築整備された更生保護施設の補修事業</p> <p>(3) 国際交流</p> <p>グローバル化への対応がより一層求められることから、学術・芸術・文化などにおける国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する事業を支援します。</p> <p>2. 一般事業</p> <p>(1) スポーツ</p> <p>競技力の向上のほか、「スポーツ基本法」の基本理念に則り、スポーツの推進に主体的に取組む事業を支援します。</p> <p>①国内スポーツ競技力向上のための事業 ②全国的なスポーツ大会の開催 ③国際相互理解の増進に資する事業 ④スポーツ振興に関する調査研究、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業、等</p> <p>(2) 医療・公衆衛生</p> <p>健康・医療に関する普及啓発事業、病気の早期発見及び予防に資する検診車整備事業、並びに難病及び希少難病に関する研究のための医療機器の整備に対する取組みを支援します。</p> <p>①健康や命を守る医療の活動 ②難病及び希少難病に関する研究機器の整備（医療機器の整備）</p>	<p>I. 公益の増進</p> <p>1. 重点事業</p> <p>(1) 自転車・モーターサイクル</p> <p>競技の普及促進及び競技施設の整備、自転車安全利用のための環境整備・普及啓発に資する事業を支援します。</p> <p>①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上（強化指定選手遠征）に資する事業 ②自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業 ③自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進する事業 ④自転車競技施設・モーターサイクル競技施設の建築 ⑤競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業</p> <p>(2) 社会環境</p> <p>安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。</p> <p>①警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動 ②地域社会の安全・安心に資する活動 ③更生保護施設の建築 ④競輪・オートレースの補助事業により建築整備された更生保護施設の補修事業</p> <p>(3) 国際交流</p> <p>グローバル化への対応がより一層求められることから、学術・芸術・文化などにおける国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する事業を支援します。</p> <p>2. 一般事業</p> <p>(1) スポーツ</p> <p>競技力の向上のほか、「スポーツ基本法」の基本理念に則り、スポーツの推進に主体的に取組む事業を支援します。</p> <p>①国内スポーツ競技力向上のための事業 ②全国的なスポーツ大会の開催 ③国際相互理解の増進に資する事業 ④スポーツ振興に関する調査研究、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業、等</p> <p>(2) 医療・公衆衛生</p> <p>健康・医療に関する普及啓発事業、病気の早期発見及び予防に資する検診車整備事業、並びに難病及び希少難病に関する研究のための医療機器の整備に対する取組みを支援します。</p> <p>①健康や命を守る医療の活動 ②難病及び希少難病に関する研究機器の整備（医療機器の整備）</p>

平成29年度（案）	平成28年度
<p>③検診車の整備</p> <p>(3) 文教・社会環境</p> <p>伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、これらの振興を通して青少年の健全育成に資する事業並びに自転車活用による地域振興及び自転車駐輪場の整備、消費者の安全・安心な社会づくりに資する活動など主体的に取組む事業を支援します。</p> <p>①親と子のふれあい交流活動 ②地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動 ③学術・文化の振興のための活動 ④青少年の健やかな成長を育む活動 ⑤豊かな自然と動植物を大切にする活動 ⑥自転車・モーターサイクルの活用による地域振興、交通マナー啓発等の活動 ⑦自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築 ⑧消費者にとって「安全・安心」な社会をつくる活動、等</p> <p>3. 新世紀未来創造プロジェクト</p> <p>小学生・中学生・高校生を対象として、地域の『ひと・もの・こと』を活かした活動、自己表現力を高め、自立心を養う活動や社会福祉活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。</p> <p>(1) 地域ふれあい交流活動</p> <p>学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取組む活動</p> <p>(2) 実践的研究を通じた人間力育成支援活動</p> <p>学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取組む活動</p> <p>(3) 社会福祉活動</p> <p>子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動</p> <p>II. 社会福祉の増進</p> <p>福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援します。</p> <p>1. 児童</p> <p>子どもの健やかな育成及び虐待からの子どもの保護活動などを通じて、子どもが幸せに暮らせるために日々取組む活動を支援します。</p> <p>また、虐待から子どもを守る施設及び児童福祉施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。</p> <p>(1) 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動 (2) 虐待から子どもを守る施設の建築 (3) 児童福祉施設の建築</p>	<p>③検診車の整備</p> <p>(3) 文教・社会環境</p> <p>伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、これらの振興を通して青少年の健全育成に資する事業並びに自転車活用による地域振興及び自転車駐輪場の整備、消費者の安全・安心な社会づくりに資する活動など主体的に取組む事業を支援します。</p> <p>①親と子のふれあい交流活動 ②地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動 ③学術・文化の振興のための活動 ④青少年の健やかな成長を育む活動 ⑤豊かな自然と動植物を大切にする活動 ⑥自転車・モーターサイクルの活用による地域振興、交通マナー啓発等の活動 ⑦自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築 ⑧消費者にとって「安全・安心」な社会をつくる活動、等</p> <p>3. 新世紀未来創造プロジェクト</p> <p>小学生・中学生・高校生を対象として、地域の『ひと・もの・こと』を活かした活動、自己表現力を高め、自立心を養う活動や社会福祉活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。</p> <p>(1) 地域ふれあい交流活動</p> <p>学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取組む活動</p> <p>(2) 実践的研究を通じた人間力育成支援活動</p> <p>学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取組む活動</p> <p>(3) 社会福祉活動</p> <p>子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動</p> <p>II. 社会福祉の増進</p> <p>福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援します。</p> <p>1. 児童</p> <p>子どもの健やかな育成及び虐待からの子どもの保護活動などを通じて、子どもが幸せに暮らせるために日々取組む活動を支援します。</p> <p>また、虐待から子どもを守る施設及び児童福祉施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。</p> <p>(1) 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動 (2) 虐待から子どもを守る施設の建築 (3) 児童福祉施設の建築</p>

平成29年度（案）	平成28年度
<p>2. 高齢者</p> <p>日ごろから、高齢者の社会参加や地域社会が高齢者を支える新たな仕組み作り、活動の普及等に取組む事業を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りが幸せに暮らせる社会を創る活動 <p>3. 障害者</p> <p>障害者の社会参加・自立を支援する活動及びその家族を支援する活動、障害者スポーツの振興等、障害者が地域で幸せに暮らせるために日々取組む活動を支援します。</p> <p>また、地域への移行に資する施設及び障害のある青少年の健全育成のための施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害のある人が幸せに暮らせる社会を創る活動 (2) 障害者の地域活動のための施設の建築 (3) 障害者のための施設の建築 (4) 障害のある青少年の健全育成のための施設（私立特別支援学校）の建築 (5) 身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を広める活動 (6) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設の建築 <p>4. 地域共生型社会支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童、高齢者、障害者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進する活動 <p>5. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備</p> <p>施設利用者の活動や生活の質の向上に資する福祉車両の整備並びに施設で必要な福祉機器の整備等、地域に関わる活動及び幸せに暮らせる福祉社会を創る活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉車両の整備 (2) 福祉機器の整備 (3) 幸せに暮らせる福祉社会を創る活動 (4) 難病及び希少難病をかかる人への支援並びに難病及び希少難病について正しい理解を深める活動 (5) 引きこもり・不登校に対する支援活動 (6) 子どもなどの弱者を、いじめ、暴力、事故、犯罪から守るための活動 (7) 福祉事業を行っている法人格を有さない団体に対して支援を行うことを本来事業の目的とする活動 (8) 競輪・オートレースの補助事業により建築整備された社会福祉施設の補修事業 	<p>2. 高齢者</p> <p>日ごろから、高齢者の社会参加や地域社会が高齢者を支える新たな仕組み作り、活動の普及等に取組む事業を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りが幸せに暮らせる社会を創る活動 <p>3. 障害者</p> <p>障害者の社会参加・自立を支援する活動及びその家族を支援する活動、障害者スポーツの振興等、障害者が地域で幸せに暮らせるために日々取組む活動を支援します。</p> <p>また、地域への移行に資する施設及び障害のある青少年の健全育成のための施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害のある人が幸せに暮らせる社会を創る活動 (2) 障害者の地域活動のための施設の建築 (3) 障害者のための施設の建築 (4) 障害のある青少年の健全育成のための施設（私立特別支援学校）の建築 (5) 身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を広める活動 (6) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設の建築 <p>4. 地域共生型社会支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童、高齢者、障害者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進する活動 <p>5. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備</p> <p>施設利用者の活動や生活の質の向上に資する福祉車両の整備並びに施設で必要な福祉機器の整備等、地域に関わる活動及び幸せに暮らせる福祉社会を創る活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉車両の整備 (2) 福祉機器の整備 (3) 幸せに暮らせる福祉社会を創る活動 (4) 難病及び希少難病をかかる人への支援並びに難病及び希少難病について正しい理解を深める活動 (5) 引きこもり・不登校に対する支援活動 (6) 子どもなどの弱者を、いじめ、暴力、事故、犯罪から守るための活動 (7) 福祉事業を行っている法人格を有さない団体に対して支援を行うことを本来事業の目的とする活動 (8) 競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業
<p>III. 復興支援事業</p> <p>東日本大震災・平成28年熊本地震の被災者・被災地域において主体的に取組み、その成果を還元するとともに、被災地域の復興・再生に寄与する活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地域及び被災者受入地域における支援拠点、ネットワークづくり活動 (2) 被災地域及び被災者受入地域における児童、高齢者、障害者等を対象とした生活支援 	<p>III. 東日本大震災復興支援事業</p> <p>被災者・被災地域において主体的に取組み、その成果を還元するとともに、被災地域の復興・再生に寄与する活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地域及び被災者受入地域における支援拠点、ネットワークづくり活動 (2) 被災地域及び被災者受入地域における児童、高齢者、障害者等を対象とした生活支援

平成29年度（案）	平成28年度
<p>(メンタルケア、教育支援等) 活動</p> <p>(3) 被災地域の記録活動（後世への伝承、普及・啓発）</p> <p>(4) 実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動（普及・啓発）</p> <p>(5) 被災者や被災地域が行う復興（まちづくり、くらしづくり等）活動</p> <p>(6) 被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動</p> <p>IV. 研究補助</p> <p><u>地域社会の共生</u>に資する「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者※による研究 <p>※若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。</p> <p>V. 非常災害の援護</p> <p>今後の大規模な自然災害に備え、防災対策の推進、災害時における救援・救助のための物資の整備を支援します。</p> <p>また、非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援します。</p> <p>(1) 非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業</p> <p>(2) 非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業</p> <p>VI. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>上記I、IIに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添5の「平成<u>29</u>年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」(P. ●)をご参照ください。</p> <p>なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページの『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>	<p>(メンタルケア、教育支援等) 活動</p> <p>(3) 被災地域の記録活動（後世への伝承、普及・啓発）</p> <p>(4) 実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動（普及・啓発）</p> <p>(5) 被災者や被災地域が行う復興（まちづくり、くらしづくり等）活動</p> <p>(6) 被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動</p> <p>IV. 研究補助</p> <p><u>公益及び社会福祉の増進</u>に資する「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。</p> <p>(1) 対象となる事業 <u>地域社会の共生に資する研究</u></p> <p>(2) 研究補助の種類</p> <p>大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者※による研究</p> <p>※若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。</p> <p>V. 非常災害の援護</p> <p>今後の大規模な自然災害に備え、防災対策の推進、災害時における救援・救助のための物資の整備を支援します。</p> <p>また、非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援します。</p> <p>(1) 非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業</p> <p>(2) 非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業</p> <p>VI. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>上記I、IIに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添5の「平成<u>28</u>年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」(P. 33)をご参照ください。</p> <p>なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jp の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>

平成29年度（案）

別添3

機械

補助事業の事業経費の基準**I. 振興事業補助**

(1) 振興事業補助

- 対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。

(削除)(削除)(削除)

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価（上限）	備考
旅 費	旅 費	運賃		<ul style="list-style-type: none"> 運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 タクシー代、特別車両料金は対象なりません。 <u>海外での経費は対象なりません。</u>
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円／日	<u>海外での経費は対象なりません。</u>
		宿泊料	8,000 円／泊	<ul style="list-style-type: none"> 食費は対象なりません。 <u>海外での経費は対象なりません。</u>
		海外航空賃 ([※] イスカントコノミー)		<ul style="list-style-type: none"> 任意保険等は対象なりません。 <u>(削除)</u>
物件費	機械設備費			<ul style="list-style-type: none"> 研究に使用するための機器が対象です。 <u>(削除)</u>
	実験材料費			<u>研究に使用するための試薬、試料、備品及び資材が対象です。</u>
事業費	委員手当	<u>(削除)</u>	<u>9,000 円／回</u> <u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>委員会の</u>委員として学識者又はこれに準ずると認められる者に委嘱した場合が対象です。 <u>当該法人の役職員は対象なりません。</u>
	謝 金	<u>・通訳</u> <u>・講習会、セミナー</u> 一等における講師、出演者等	50,000 円／日	<ul style="list-style-type: none"> 講師、出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者（これに準ずると認められる者）又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 <u>当該法人の役職員は対象なりません。</u>
		専門的な業務に従事する者	9,000 円／日	<ul style="list-style-type: none"> 学識者又はこれに準ずると認められる者に依頼した場合が対象です。 <u>当該法人の役職員は対象なりません。</u>
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000 円／日	博士の学位を有する者、若しくは、 <u>当該法人</u> において研究員の役職を有し、十分な研究実績を有する者が対象です。
臨時傭役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000 円／日		<ul style="list-style-type: none"> 交通費を含む額です。 同一人で年間最大 200 日が対象です。

平成28年度

別添3

機械

補助事業の事業経費の基準**I. 振興事業補助**

(1) 振興事業補助

- 対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。

・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。・国内経費～国内において支払いを必要とする経費・海外経費～国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価（上限）	備考
旅 費	旅 費	国内運賃		<ul style="list-style-type: none"> 運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 タクシー代、特別車両料金は対象なりません。 <u>(追加)</u>
		国内日当	4,000 円／日	<u>(追加)</u>
		国内宿泊料	8,000 円／泊	食費は対象なりません。 <u>(追加)</u>
	航空賃	海外航空賃 ([※] イスカントコノミー)		<ul style="list-style-type: none"> 任意保険等は対象なりません。 <u>支度金等は対象なりません。</u>
	交通費	委員会に出席するための交通費	1,000 円／回	タクシー代は対象なりません。
物件費	機械設備費			<ul style="list-style-type: none"> 研究に使用するための <u>1点5万円以上の機器、備品及び資材</u>が対象となります。 本補助事業に必要ではない付属品は、対象となります。 <u>(追加)</u>
	(追加)			
事業費	委員手当	<u>委員長</u>	<u>10,000 円／回</u>	<ul style="list-style-type: none"> 委員として学識者又はこれに準ずると認められる者に委嘱した場合が対象です。 <u>委員会及び幹事会（専門委員会又は分科会）を開催した場合のみ対象です。</u>
		<u>委 員</u>	<u>9,000 円／回</u>	
	謝 金	講 師	50,000 円／日	<ul style="list-style-type: none"> 講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者に依頼した場合が対象です。 <u>(追加)</u>
		専門的な業務に従事する者	9,000 円／日	学識者又はこれに準ずると認められる者に依頼した場合が対象です。 <u>(追加)</u>
研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当		9,000 円／日	博士の学位を有する者（又は、 <u>博士課程修了者</u> ）、若しくは、補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
臨時傭役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000 円／日		<ul style="list-style-type: none"> 交通費を含む額です。 同一人で年間最大 200 日が対象です。

平成29年度(案)					平成28年度					
経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考	経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考	
事業費	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		<ul style="list-style-type: none"> ・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。 		事業費	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		<ul style="list-style-type: none"> ・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含みます。		運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含みます。	
	資料購入費 <u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限り対象です。 <u>(削除)</u> 		資料購入費	<u>図書</u> 購入費		<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限ります。 	
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料が対象です。		実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材が対象です。	
	原稿料	原稿料／速記料	2,500円／400字	<u>イラスト・グラフ等文字数を換算できないものは対象なりません。</u>		機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料	
	翻訳料	英文和訳 英語以外の外国語の和訳 和文英訳 英語以外の外国語の翻訳	2,600円／400字 3,200円／400字 4,800円／(400字又は200ワード) 5,400円／(400字又は200ワード)	翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 <u>(削除)</u>		原稿料	原稿料／速記料	2,500円／400字	<u>(追加)</u>	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		翻訳料	英文和訳 英語以外の外国語の和訳 和文英訳 英語以外の外国語の翻訳	2,600円／400字 3,200円／400字 4,800円／(400字又は200ワード) 5,400円／(400字又は200ワード)	<ul style="list-style-type: none"> 翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 翻訳を本業とすることを証明出来る者。 	
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		<u>(削除)</u> <u>・コピー代は対象なりません。</u> <u>・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。</u>		通訳料	通訳料	100,000円／日	<ul style="list-style-type: none"> この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 通訳を本業とすることを証明出来る者。 	
	委託事業費	・アンケート調査等の集計等 <u>(削除)</u> ・シンポジウムの会場設営・運営等		当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。		印刷費	報告書、研修会用テキスト等		<ul style="list-style-type: none"> 印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。 <u>(コピー代は対象なりません。)</u> 	
	委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満	<u>(削除)</u>		委託事業費	・アンケート調査等の集計等 <u>(請負契約)</u> ・シンポジウムの会場設営・運営等		当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象とします。	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>				委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満		
						<u>コンピュータ費</u>	<u>プログラム開発等</u>		当該事業に必要不可欠で、機種選定・業者選定等の説明を十分にできるものに限ります。	
<p>※ 次の経費は対象となりません。</p> <p>○事業者の事務所の借室料及び事務所経費 <u>(削除)</u></p> <p>○同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時傭役費」の重複</p>					<p>※ 次の経費は対象となりません。</p> <p>○事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費</p> <p>○事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみ行っている場合の「委託調査費」</p> <p>○同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時傭役費」の重複</p>					

平成29年度（案）					平成28年度																	
経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価（上限）	備考	経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価（上限）	備考													
(削除)	(削除)	(2) 公設試における機械設備拡充事業					○当該法人の役職員への「委員手当」、「謝金」 ○海外での「日当」、「宿泊料」、「運賃」															
		対象となる経費は、機械設備費のみとなります。設置する機器内で使用する付属品・ソフトウェア以外は対象となりません。					(2) 公設試における機械設備拡充事業															
		(3) 公設試における地域の特性を活かした新産業の創出・人材育成に資する事業					対象となる経費は、機械設備費のみとなります。設置する機器内で使用する付属品・ソフトウェア以外は対象となりません。															
		・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。					(3) 公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業															
							・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。															
(削除)																						
(4) 公設試が主体的に取組む共同研究																						
経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費			対象経費					備考												
物件費	機械設備費	研究に使用するための機器が対象です。																				
(削除)	実験材料費	研究に使用するための試薬、試料、備品及び資材が対象です。																				
経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費			対象経費					備考												
物件費	機械設備費	研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材																				
事業費	実験材料費	研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材																				

平成29年度（案）					平成28年度					
II. 研究補助					II. 研究補助					
<p>・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>					<p>・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。</p> <p>・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。</p> <p>・国内経費～国内において支払いを必要とする経費</p> <p>・海外経費～国外において支払いを必要とする経費</p>					
経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考	経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考	
旅 費	旅 費	運賃		<ul style="list-style-type: none"> ・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシーレ代、特別車両料金は対象となりません。 		旅 費	旅 費	国内運賃		<ul style="list-style-type: none"> ・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシーレ代、特別車両料金は対象なりません。
		国内航空賃 (普通席)					国内航空賃 (普通席)			
		日当	4,000円／日				国内日当	4,000円／日		
		宿泊料	8,000円／泊	食費は対象なりません。			国内宿泊料	8,000円／泊	食費は対象なりません。	
		学会参加費		補助事業に直接関係があるものに限り対象です。			国内学会参加費		補助事業に直接関係があるものに限り対象です。	
	(削除)	海外航空賃 (デイスカントエコノミー)		任意保険等は対象なりません。		航空賃	海外航空賃 (デイスカントエコノミー)		<ul style="list-style-type: none"> ・任意保険等は対象なりません。 ・支度金等は対象なりません。 	
	(削除)	(削除)		(削除)			海外学会参加費		補助事業に直接関係があるものに限り対象です。	
物件費	機械設備費			研究に使用するための機器が対象です。		物件費	機械設備費		研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材	
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、備品及び資材が対象です。			(追加)		(追加)	
事業費	謝 金	研究協力者等	9,000円／日	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動に必要な協力者が対象です。 ・共同研究者は対象者ではありません。 		事業費	謝 金	研究協力者	9,000円／日	共同研究者以外の外部協力者
		(削除)	(削除)	(削除)				研究作業者	6,000円／日	(追加)
	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含みます。			運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		研究活動に必要な資料、実験、測定、実態調査等の研究補助作業者
	資料購入費	(削除)		<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象なりません。 ・年間購読料は該年度のものに限り対象です。 			資料購入費	図書購入費		<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象なりません。 ・年間購読料は該年度のものに限ります。
	(削除)			(削除)			実験材料費			<ul style="list-style-type: none"> ・研究に使用するための試薬、試料 ・1点5万円未満の機器、備品及び資材
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料が対象です。			機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		<ul style="list-style-type: none"> (削除) ・コピー代は対象なりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。 			印刷費	報告書、研修会用テキスト等		<ul style="list-style-type: none"> 印刷物を作成する場合、事業完了時にPDFデータを提出してください。
	委託事業費	アンケート調査等の集計、外部での実験作業等		<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。 ・アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費が対象です。 			委託事業費	アンケート調査等の集計、外部での実験作業(請負契約)等		<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限ります。 ・アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費

平成29年度（案）	平成28年度
<p>※ 次の経費は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○代表研究者・共同研究者的人件費・謝金 ○有料出版物の刊行費用 ○大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類（パソコンを含む） ○同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複 ○経理事務を所属機関に委任する際の事務経費 ○論文等の投稿料、校閲料 <p><u>（削除）</u></p> <p>III. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>(1) 対象となる法人 (2) 対象となる事業 上記「振興事業補助」に準ずる。</p>	<p>※ 次の経費は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○代表研究者・共同研究者的人件費・謝金 ○有料出版物の刊行費用 ○大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類（パソコンを含む） ○同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複 ○経理事務を所属機関に委任する際の事務経費 ○論文等の投稿料、校閲料 <p><u>○海外での「日当」、「宿泊料」、「運賃」</u></p> <p>III. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>(1) 対象となる法人 (2) 対象となる事業 上記「振興事業補助」に準ずる。</p>

平成29年度（案）

別添4

公益

補助事業の事業経費の基準**I. 施設の建築及び補修****1. 対象となる事業****(1) 施設の建築（新築）**

新たに施設を建築する事業で施設の増改築は除きます。

※対象建物及び建物を建てる土地を借入のための担保に供することは認められません。（福祉医療機構からの借入の場合を除きます。）

(2) 施設の補修

競輪・オートレースの補助事業により整備された

①自転車・モーターサイクル競技施設及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設を補修する事業

②補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業

2. 対象となる経費**(1) 建築**

①設計監理費

②建築整備の実施に必要不可欠な経費

③建築時に必要とされる付帯設備費

④建築時に必要とされる備品などの初度調弁費

（単価5万円以上を対象とします。）

(2) 補修

①設計監理費

②補修の実施に必要不可欠な経費

※以下の経費は補助の対象外となります。

①既存建物の買取りに係わる経費

②土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費

③既存施設及び設備の撤去費

④付帯設備のみの経費

1. 建築基準単価（新築）

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分（注1）	1m ² 当たりの基準単価（千円）（注2）（注3）
	鉄筋コンクリート造	178
	鉄骨造	162
	木造及び軽量鉄骨造	145

（注1）建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。

（注2）自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築にあたっては、上記建築基準単価によらず、1台当たりの基準単価を複層型は72千円、平面型は43千円とする。

平成28年度

別添4

公益

補助事業の事業経費の基準**I. 施設の建築及び補修****1. 対象となる事業****(1) 施設の建築（新築）**

新たに施設を建築する事業

※対象建物及び建物を建てる土地を借入のための担保に供することは認められません。（福祉医療機構からの借入の場合を除きます。）

(2) 施設の補修

競輪・オートレースの補助事業により整備された

①自転車・モーターサイクル競技施設及び自転車競技場を中心とした自転車の普及及促進のための総合的な施設で、その原状回復のため補修する事業

②補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業

2. 対象となる経費**(1) 建築**

①設計監理費

②建築整備の実施に必要不可欠な経費

③建築時に必要とされる付帯設備費

④建築時に必要とされる備品などの初度調弁費

（単価5万円以上を対象とします。）

(2) 補修

①設計監理費

②補修の実施に必要不可欠な経費

※以下の経費は補助の対象外となります。

①既存建物の買取りに係わる経費

②土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費

③既存施設及び設備の撤去費

④付帯設備のみの経費

1. 建築基準単価（新築）

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分（注1）	1m ² 当たりの基準単価（千円）（注2）（注3）
	鉄筋コンクリート造	178
	鉄骨造	162
	木造及び軽量鉄骨造	145

（注1）建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。

（注2）自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築にあたっては、上記建築基準単価によらず、1台当たりの基準単価を複層型は72千円、平面型は43千円とする。

平成29年度（案）			平成28年度																																																																										
<p>(注3) ① 実際の単価※が上表より低い場合は、その実際の単価によります。 ※（建築工事見積総額—付帯設備工事費）÷延べ床面積=1m²当たりの単価 ② 基準単価には建物の機能に必要不可欠な次の費用を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計監理費 ・電気設備 ・給排水衛生換気設備 ・ガス設備 ・自動火災報知機設備 ・非常用照明設備 ・非常通報装置設備 ・消火設備 ・リフト（乗用以外）設備の工事の各々に要する費用 			<p>(注3) ① 実際の単価※が上表より低い場合は、その実際の単価によります。 ※（建築工事見積総額—付帯設備工事費）÷延べ床面積=1m²当たりの単価 ② 基準単価には建物の機能に必要不可欠な次の費用を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計監理費 ・電気設備 ・給排水衛生換気設備 ・ガス設備 ・自動火災報知機設備 ・非常用照明設備 ・非常通報装置設備 ・消火設備 ・リフト（乗用以外）設備の工事の各々に要する費用 																																																																										
<h2>2. 付帯設備基準単価（新築）</h2> <p>施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。</p>			<h2>2. 付帯設備基準単価（新築）</h2> <p>施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。</p>																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>付帯設備名</th> <th>基準単価（上限）</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暖冷房設備</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>・暖房設備のみの場合</td> <td>建築基準単価の 9%</td> <td></td></tr> <tr> <td>・床暖房のみの場合</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>・冷房設備のみの場合</td> <td>建築基準単価の 11%</td> <td></td></tr> <tr> <td>・暖冷房設備の場合</td> <td>建築基準単価の 13%</td> <td></td></tr> <tr> <td>・暖冷房に床暖房併設の場合</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>エレベーター設備</td> <td>4停止 1基につき 6,900千円 3停止 " 6,600千円 2停止 " 6,300千円 小型（積載 200kg／3人乗）の場合 1基につき 2,000千円</td> <td></td></tr> <tr> <td>合併処理槽設備</td> <td>定員 1人当たり 100千円</td> <td>・JIS 算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20PPM ・1施設当たり 10,000千円を限度とする</td></tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>1 m²当たりの基準単価</td> <td>14,200円</td> <td></td></tr> <tr> <td>1 m²当たりの基準単価（水道直結型スプリンクラー設備の場合）</td> <td>9,000円</td> <td>設置面積のみを対象とする</td></tr> </tbody> </table>			付帯設備名	基準単価（上限）	備 考	暖冷房設備			・暖房設備のみの場合	建築基準単価の 9%		・床暖房のみの場合			・冷房設備のみの場合	建築基準単価の 11%		・暖冷房設備の場合	建築基準単価の 13%		・暖冷房に床暖房併設の場合			エレベーター設備	4停止 1基につき 6,900千円 3停止 " 6,600千円 2停止 " 6,300千円 小型（積載 200kg／3人乗）の場合 1基につき 2,000千円		合併処理槽設備	定員 1人当たり 100千円	・JIS 算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20PPM ・1施設当たり 10,000千円を限度とする	スプリンクラー設備			1 m ² 当たりの基準単価	14,200円		1 m ² 当たりの基準単価（水道直結型スプリンクラー設備の場合）	9,000円	設置面積のみを対象とする	<table border="1"> <thead> <tr> <th>付帯設備名</th> <th>基準単価（上限）</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暖冷房設備</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>・暖房設備のみの場合</td> <td>建築基準単価の 9%</td> <td></td></tr> <tr> <td>・床暖房のみの場合</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>・冷房設備のみの場合</td> <td>建築基準単価の 11%</td> <td></td></tr> <tr> <td>・暖冷房設備の場合</td> <td>建築基準単価の 13%</td> <td></td></tr> <tr> <td>・暖冷房に床暖房併設の場合</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>エレベーター設備</td> <td>4停止 1基につき 6,900千円 3停止 " 6,600千円 2停止 " 6,300千円 小型（積載 200kg／3人乗）の場合 1基につき 2,000千円</td> <td></td></tr> <tr> <td>合併処理槽設備</td> <td>定員 1人当たり 100千円</td> <td>・JIS 算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20PPM ・1施設当たり 10,000千円を限度とする</td></tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>1 m²当たりの基準単価</td> <td>14,200円</td> <td></td></tr> <tr> <td>1 m²当たりの基準単価（水道直結型スプリンクラー設備の場合）</td> <td>9,000円</td> <td>設置面積のみを対象とする</td></tr> </tbody> </table>			付帯設備名	基準単価（上限）	備 考	暖冷房設備			・暖房設備のみの場合	建築基準単価の 9%		・床暖房のみの場合			・冷房設備のみの場合	建築基準単価の 11%		・暖冷房設備の場合	建築基準単価の 13%		・暖冷房に床暖房併設の場合			エレベーター設備	4停止 1基につき 6,900千円 3停止 " 6,600千円 2停止 " 6,300千円 小型（積載 200kg／3人乗）の場合 1基につき 2,000千円		合併処理槽設備	定員 1人当たり 100千円	・JIS 算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20PPM ・1施設当たり 10,000千円を限度とする	スプリンクラー設備			1 m ² 当たりの基準単価	14,200円		1 m ² 当たりの基準単価（水道直結型スプリンクラー設備の場合）	9,000円	設置面積のみを対象とする
付帯設備名	基準単価（上限）	備 考																																																																											
暖冷房設備																																																																													
・暖房設備のみの場合	建築基準単価の 9%																																																																												
・床暖房のみの場合																																																																													
・冷房設備のみの場合	建築基準単価の 11%																																																																												
・暖冷房設備の場合	建築基準単価の 13%																																																																												
・暖冷房に床暖房併設の場合																																																																													
エレベーター設備	4停止 1基につき 6,900千円 3停止 " 6,600千円 2停止 " 6,300千円 小型（積載 200kg／3人乗）の場合 1基につき 2,000千円																																																																												
合併処理槽設備	定員 1人当たり 100千円	・JIS 算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20PPM ・1施設当たり 10,000千円を限度とする																																																																											
スプリンクラー設備																																																																													
1 m ² 当たりの基準単価	14,200円																																																																												
1 m ² 当たりの基準単価（水道直結型スプリンクラー設備の場合）	9,000円	設置面積のみを対象とする																																																																											
付帯設備名	基準単価（上限）	備 考																																																																											
暖冷房設備																																																																													
・暖房設備のみの場合	建築基準単価の 9%																																																																												
・床暖房のみの場合																																																																													
・冷房設備のみの場合	建築基準単価の 11%																																																																												
・暖冷房設備の場合	建築基準単価の 13%																																																																												
・暖冷房に床暖房併設の場合																																																																													
エレベーター設備	4停止 1基につき 6,900千円 3停止 " 6,600千円 2停止 " 6,300千円 小型（積載 200kg／3人乗）の場合 1基につき 2,000千円																																																																												
合併処理槽設備	定員 1人当たり 100千円	・JIS 算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20PPM ・1施設当たり 10,000千円を限度とする																																																																											
スプリンクラー設備																																																																													
1 m ² 当たりの基準単価	14,200円																																																																												
1 m ² 当たりの基準単価（水道直結型スプリンクラー設備の場合）	9,000円	設置面積のみを対象とする																																																																											
<h2>3. 施設の建築基準（対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額）</h2> <p>○公益の増進関連</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>基準面積(m²)</th> <th>初度調弁費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車・モーターサイクル</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>(1) 自転車・モーターサイクル競技施設（上限金額：150,000千円）</td> <td></td> <td></td></tr> </tbody> </table>			施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)	自転車・モーターサイクル			(1) 自転車・モーターサイクル競技施設（上限金額：150,000千円）			<h2>3. 施設の建築基準（対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額）</h2> <p>○公益の増進関連</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>基準面積(m²)</th> <th>初度調弁費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車・モーターサイクル</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>(1) 自転車・モーターサイクル競技施設（上限金額：150,000千円）</td> <td></td> <td></td></tr> </tbody> </table>			施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)	自転車・モーターサイクル			(1) 自転車・モーターサイクル競技施設（上限金額：150,000千円）																																																								
施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)																																																																											
自転車・モーターサイクル																																																																													
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設（上限金額：150,000千円）																																																																													
施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)																																																																											
自転車・モーターサイクル																																																																													
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設（上限金額：150,000千円）																																																																													

平成29年度(案)		
施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)
文教・社会環境		
(2) 更生保護施設(上限金額:100,000千円)		
更生保護施設	—	二
更生保護施設職員宿舎	—	
(3) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設(上限金額:1施設50,000千円)		

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)
児童		
(1) 虐待から子どもを守る施設(上限金額:80,000千円)		
児童養護施設	1名当たり 心理療法室を整備する場合 子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 親子生活訓練室を整備する場合 乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合 地域子育て支援スペースを整備する場合	25.9 150を加算 11.38を加算 29.8を加算 7.2を加算 80.3を加算
地域小規模児童養護施設	1名当たり	25.9
情緒障害児短期治療施設	1名当たり 心理療法室を整備する場合	30.7 230を加算
情緒障害児短期治療施設付属学習施設	—	
児童自立支援施設	1名当たり 通所部門を整備する場合	36.8 14.6を加算
(2) 児童福祉施設(上限金額:80,000千円)		
母子生活支援施設	1世帯 子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合 母子家庭等子育て支援室を整備する場合	60.4 37.92を加算 7.2を加算 9.4を加算
施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)
児童厚生施設	—	1施設当たり 1,000

平成28年度		
施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)
文教・社会環境		
(2) 更生保護施設(上限金額:100,000千円)		
更生保護施設	—	1施設当たり 1,000
更生保護施設職員宿舎	—	
(3) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設(上限金額:1施設50,000千円)		

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)
児童		
(1) 虐待から子どもを守る施設(上限金額:80,000千円)		
児童養護施設	1名当たり 心理療法室を整備する場合 子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 親子生活訓練室を整備する場合 乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合 地域子育て支援スペースを整備する場合	25.9 150を加算 11.38を加算 29.8を加算 7.2を加算 80.3を加算
地域小規模児童養護施設	1名当たり	25.9
情緒障害児短期治療施設	1名当たり 心理療法室を整備する場合	30.7 230を加算
情緒障害児短期治療施設付属学習施設	—	
児童自立支援施設	1名当たり 通所部門を整備する場合	36.8 14.6を加算
(2) 児童福祉施設(上限金額:80,000千円)		
母子生活支援施設	1世帯 子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合 母子家庭等子育て支援室を整備する場合	60.4 37.92を加算 7.2を加算 9.4を加算
施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)
児童厚生施設	—	1施設当たり 1,000

平成29年度(案)					平成28年度				
知的障害児施設	1名当たり 強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	23.8 1施設	1名当たり 100を加算	129	知的障害児施設	1名当たり 強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	23.8 1施設	1名当たり 100を加算	129
福祉型児童発達支援センター	—	—	1施設当たり	1,000	福祉型児童発達支援センター	—	—	1施設当たり	1,000
医療型児童発達支援センター	—	—	1施設当たり	1,000	医療型児童発達支援センター	—	—	1施設当たり	1,000
盲・ろうあ児施設	1名当たり	23.9	1名当たり	129	盲・ろうあ児施設	1名当たり	23.9	1名当たり	129
重症心身障害児施設	100名以下の場合 収容人員が101名以上の場合	1名当たり 超えた人数分 1名当たり	39.7 19.7	1名当たり	129	重症心身障害児施設	100名以下の場合 収容人員が101名以上の場合	1名当たり 超えた人数分 1名当たり	39.7 19.7
自閉症児施設	1名当たり 強度行動障害特別処遇事業のための居室を整備する場合(第2種)	第1種 100を加算	27.9 1施設	1名当たり	129	自閉症児施設	1名当たり 強度行動障害特別処遇事業のための居室を整備する場合(第2種)	第1種 100を加算	27.9 1施設
児童家庭支援センター	1施設	84.4	—	—	児童家庭支援センター	1施設	84.4	—	—
ショートステイ施設	1名当たり	11	1名当たり	118	ショートステイ施設	1名当たり	11	1名当たり	118
児童自立援助ホーム	1名当たり	23.3	1名当たり	129	児童自立援助ホーム	1名当たり	23.3	1名当たり	129
自立訓練棟	—	—	1施設当たり	1,000	自立訓練棟	—	—	1施設当たり	1,000
障害者									
(1) 障害者の地域活動のための施設(上限金額: 50,000千円)									
障害者地域活動拠点施設*	1施設	300	1施設当たり	1,000	障害者地域活動拠点施設*	1施設	300	1施設当たり	1,000
(2) 障害者のための施設(上限金額: 50,000千円)									
障害者グループホーム	—	—	1施設当たり	1,000	障害者グループホーム	—	—	1施設当たり	1,000
障害者福祉ホーム	1名当たり	39.7	1名当たり	129	障害者福祉ホーム	1名当たり	39.7	1名当たり	129
作業所	—	—	1施設当たり	1,000	作業所	—	—	1施設当たり	1,000
(3) 障害のある青少年の健全育成のための施設〔私立特別支援学校〕(上限金額: 80,000千円)									
(4) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設(上限金額: 50,000千円)									
※「障害者地域活動拠点施設」とは、障害者総合支援法の「地域活動支援センター」に、「障害者が自ら行う地域活動」の拠点となる機能を付加した施設です。									
・施設の仕様には、以下の2点に注意して下さい。									
(1) 「地域活動支援センター」の機能に必要十分な施設であること。									
(2) (1)に加えて、「障害者が自ら行う地域活動」に必要な施設であること。									
4. 施設の補修基準(対象施設、補修対象、上限金額)									
施設	補修対象	上限金額			施設	補修対象	上限金額		
自転車・モーターサイクル競技施設	走路のひび割れ及び保護シーリング 付属建物: 漏水している屋根及び外壁の補修	50,000千円			自転車・モーターサイクル競技施設	走路のひび割れ及び保護シーリング 付属建物: 漏水している屋根、外壁の補修	30,000千円		

平成29年度（案）					平成28年度				
自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設（ロードレースコース、MTB用コース及びBMX用コース）の路面整備及び安全確保に必要不可欠とされる補修 ・訓練施設（付属建物含む）及びサイクルスポーツの振興普及に係わる施設の補修 ・上記施設で必要な関連機械器具の補修				自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設（ロードレースコース、MTB用コース及びBMX用コース）の路面整備及び安全確保に必要不可欠とされる補修 ・訓練施設（付属建物含む）及びサイクルスポーツの振興普及に係わる施設の補修 ・上記施設で必要な関連機械器具の補修			
更生保護施設、社会福祉施設	漏水している屋根及び外壁の補修				更生保護施設、社会福祉施設	漏水している屋根、外壁の補修			
<p>※ 補修の対象事業は、上記施設であって、施設取得後、完成後引き渡しから原則として15年以上（自転車・モーターサイクル競技施設の走路、自転車競技場を中心とした総合的な施設を除く。）を経過し、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合。</p>									
<h2>II. 事業経費の基準</h2> <h3>1. 公益・社会福祉の増進</h3> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。 <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>									
<h2>II. 事業経費の基準</h2> <h3>1. 公益・社会福祉の増進</h3> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。 海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。 国内経費～国内において支払いを必要とする経費 海外経費～国外において支払いを必要とする経費 									
経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価（上限）	備考	経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価（上限）	備考
旅費	旅費	運賃		<ul style="list-style-type: none"> 運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 タクシ一代、特別車両料金は対象となりません。 	旅費	旅費	運賃		<ul style="list-style-type: none"> 運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 タクシ一代、特別車両料金は対象となりません。
	国内航空賃 (普通席)					国内航空賃 (普通席)			
	日当	4,000円／日				日当	4,000円／日		
	宿泊料	8,000円／泊		食費は対象となりません。		宿泊料	8,000円／泊		食費は対象となりません。
	<u>（削除）</u>	<u>海外航空賃 (デイスカウントエコノミー)</u>		<u>任意保険等は対象となりません。 (削除)</u>		航空賃	<u>海外航空賃 (デイスカウントエコノミー)</u>		<u>任意保険等は対象となりません。 支度金等は対象となりません。</u>
	<u>（削除）</u>	<u>委員会に出席するための交通費</u>	<u>1,000円／回</u>			交通費	<u>委員会に出席するための交通費</u>	<u>1,000円／回</u>	
物件費	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象です。	物件費	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	委員手当	<u>（削除）</u>	<u>9,000円／回</u>	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められる者に委嘱した場合が対象です。 当該法人の役職員は対象となりません。 	事業費	委員手当	<u>委員長</u>	<u>10,000円／回</u>	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められる者に委嘱した場合 当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
	謝金	<u>・医師 ・弁護士 ・通訳</u> ・講習会・セミナー等における講師・出演者等	50,000円／日	<ul style="list-style-type: none"> 講師・出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者（これに準ずると認められる者）又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 当該法人の役職員は対象となりません。 		謝金	<u>・医師 ・弁護士 (追加) ・講習会・セミナー等における講師・出演者等</u>	50,000円／日	<ul style="list-style-type: none"> 講師・出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者（これに準ずると認められる者）又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
		看護師	12,000円／日	当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。			看護師	12,000円／日	当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。

平成29年度（案）					平成28年度				
		専門的な業務に従事する者	9,000円／日	・学識者又はこれに準ずると認められる者に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。		専門的な業務に従事する者	9,000円／日	・学識者又はこれに準ずると認められる者に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。	
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円／日	博士の学位を有する者、若しくは当該法人において研究員の役職を有し、十分な研究実績を有する者が対象です。		研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円／日	博士の学位を有する者（又は、博士課程修了者）、若しくは補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
	臨時傭役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円／日	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。		臨時傭役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円／日	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
	車両借上料	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の事業のために、その期間中一時的に借上げるための経費		借上げた車両が使用した高速道路料金、一時的な駐車場代も対象です。		車両借上料	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の事業のために、その期間中一時的に借上げるための経費		借上げた車両が使用した高速道路料金、一時的な駐車場代も対象です。
	機材・備品借上料					機材・備品借上料			
	会場費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場借上げ、会場設営等、会場使用に係わる経費		看板代等は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。		会場費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場借上げ、会場設営等、会場使用に係わる経費		看板代等は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	運送料	事業に直接必要な発送経費（郵送料を含む。）		重量物の運送費も含みます。		運送料	事業に直接必要な発送経費（郵送料を含む。）		重量物の運送費も含みます。
	製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、メダル、トロフィー、教材、CD、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品等の購入費				製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、メダル、トロフィー、教材、CD、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品等の購入費		
	原稿料	原稿料／速記料	2,500円／400字	イラスト・グラフ等文字数を換算できないものは対象となりません。		原稿料	原稿料／速記料	2,500円／400字	(追加)
	翻訳料	英文和訳 英語以外の外国語の和訳 和文英訳 英語以外の外国語の翻訳	2,600円／400字 3,200円／400字 4,800円／(400字 又は200ワード) 5,400円／(400字 又は200ワード)	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額です。 (削除)		翻訳料	英文和訳 英語以外の外国語の和訳 和文英訳 英語以外の外国語の翻訳	2,600円／400字 3,200円／400字 4,800円／(400字 又は200ワード) 5,400円／(400字 又は200ワード)	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		通訳料	通訳料	100,000円／日	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。
	印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料（発送経費を含む。）		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。		印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料（発送経費を含む。）		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費				消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費		

平成29年度（案）				平成28年度				
	委託事業費 <u>(削除)</u>	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。	委託事業費 <u>委託調査費</u>	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費 <u>調査事業を外部に委託する場合の経費</u>		当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象とします。
	映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工のための経費			映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工のための経費		
	事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知			事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知		
	競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備、ドーピング検査等、競技運営に直接必要な経費		食費は対象なりません。	競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備、ドーピング検査等、競技運営に直接必要な経費		食費は対象なりません。
	給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金			給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金		
	保険料	会費を徴収しない競技のみを対象			保険料	会費を徴収しない競技のみを対象		

※ 次の経費は対象なりません。

- 事業者の事務所の借室料及び事務所経費
(削除)
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時傭役費」の重複
(削除)
- 「東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上（強化指定選手遠征）に資する事業」については、上記表にある『経費の種類（節）』のうち「旅費」、「航空賃」、「謝金」、「車両借上料」、「運送料」、「通訳料」のみ対象となります。

2. 新世紀未来創造プロジェクト

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・事業経費基準は、「1. 公益・社会福祉の増進」に準じます。（ただし、「研究員手当」、「消耗品費」、「競技運営費」、「給付金」を除く。）
- ・以下の経費も対象となります。

経費区分 (費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考
事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費	
	保険料	事業の実施期間中、児童・生徒等の生命、身体の安全を守るために経費	

III. 医療機器の整備

3,000千円以上 50,000千円以下であり、難病及び希少難病の研究に必要不可欠な機器に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考
事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費	
	保険料	事業の実施期間中、児童・生徒の生命、身体の安全を守るために経費	

III. 医療機器の整備

3,000千円以上 50,000千円以下であり、難病及び希少難病の研究に必要不可欠な機器に限ります。

平成29年度（案）

IV. 検診車の整備

種類	基準単価（千円）	備考
検診車	胃胸部併用X線デジタル検診車	62,000
	胃部X線デジタル検診車	50,000
	胸部X線デジタル検診車（高圧）	43,000
	婦人検診車	50,000 <u>（削除）</u>
	循環器検診車	16,800 上記検診の補完を目的とするものであること

平成28年度

IV. 検診車の整備

種類	基準単価（千円）	備考
検診車	胃胸部併用X線デジタル検診車	62,000
	胃部X線デジタル検診車	50,000
	胸部X線デジタル検診車（高圧）	43,000
	婦人検診車	50,000 <u>乳房用X線撮影装置を搭載したものであること</u>
	循環器検診車	16,800 上記検診の補完を目的とするものであること

V. 福祉車両の整備

（1）対象となる車両

- ①道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両（自動車検査証に『自家用』と記載）が対象です。
- ②訪問入浴車以外は社会福祉施設利用者の無償の輸送のために使用する車両が対象です。
- 福祉タクシー等の営業ナンバー（緑ナンバー）を取得して行う事業は対象となりません。
- ③移送車1、2、3は、法定の社会福祉施設を有する法人に限り対象です。

（2）対象となる経費

車両本体価格、特別装備、盗難防止装置及びJKA指定の補助標識^{注1}の表示に係わる経費^{注2}が対象です。

（注1）補助車両にはJKAが指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。

（注2）自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係わる消費税等）は対象となりません。

種類	特別装備	概要	排気量クラス(cc)	基準単価（千円）
訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660以下（軽）	3,900
			661～2000	4,200
移送車1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下（軽）	1,200
			661～1500	1,400
			1501～2000	2,000
			2001～3000	2,700
移送車2	車いす仕様（スロープ式）	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下（軽）	1,500
			661～1500	1,800
			1501～2000	2,500
			2001～3000	3,300
移送車3	車いす仕様（リフト式）	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下（軽）	1,500
			661～1500	1,600
			1501～2000	2,300
			2001～3000	3,000
移送車4	送迎用の乗用車で、乗車定員7人以上、10人以下の車両（ワゴンタイプに限る）		1400～2000	1,700
			2001～3000	2,300

V. 福祉車両の整備

（1）対象となる車両

- ①道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両（自動車検査証に『自家用』と記載）
- ②訪問入浴車以外は社会福祉施設利用者の無償の輸送のために使用する車両
ただし、福祉タクシー等の営業ナンバー（緑ナンバー）を取得して行う事業は対象外とします。
- ③移送車1、2、3は、法定の社会福祉施設を有する法人

（2）対象となる経費

車両本体価格、特別装備、盗難防止装置及びJKA指定の補助標識^{注1}の表示に係わる経費^{注2}が対象です。

（注1）補助車両にはJKAが指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。

（注2）自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係わる消費税等）は対象外とします。

種類	特別装備	概要	排気量クラス(cc)	基準単価（千円）
訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660以下（軽）	3,900
			661～2000	4,200
移送車1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下（軽）	1,200
			661～1500	1,400
			1501～2000	2,000
			2001～3000	2,700
移送車2	車いす仕様（スロープ式）	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下（軽）	1,500
			661～1500	1,800
			1501～2000	2,500
			2001～3000	3,300
移送車3	車いす仕様（リフト式）	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下（軽）	1,500
			661～1500	1,600
			1501～2000	2,300
			2001～3000	3,000
移送車4	送迎用の乗用車で、乗車定員7人以上、10人以下の車両（ワゴンタイプに限る）		1400～2000	1,700
			2001～3000	2,300

平成29年度（案）

VI. 福祉機器の整備

（1）対象となる機器

- 法人の所有する施設の利用者が必要とするリハビリ機器、特殊浴槽、介護機器（介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等）、授産機器
 ①リハビリ機器、特殊浴槽、授産機器は当該事業に必要不可欠で、事業費総額が1,000千円以上10,000千円以下であること
 ②介護機器（介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等）は当該事業に必要不可欠で、事業費総額が1,000千円以上2,000千円以下であること

（2）対象となる経費

機器及び建屋内設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

VII. 復興支援事業

・対象となる経費は、復興支援活動に直接必要となる経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価（上限）	備考
旅 費	旅 費	・運賃 ・国内航空賃（普通席） ・ガソリン代 ・高速道路料金		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシ一代、特別車両料金は対象となりません。
	宿泊料	8,000 円／泊		食費は対象となりません。
物件費	建築費	応急仮設拠点施設の建築（プレハブ又は現地の木材等を活用した施設）		・建物の機能に必要不可欠な費用を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含みません。
	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象です。
事業費	A. 専門業務謝金	専門家（コーディネータ、カウンセラー、看護、介助、通訳、経営コンサルティング等）	12,000 円／日	・コーディネータ（現地での管理・調整）、カウンセラー等の専門家を依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
	B. 事務局スタッフ人件費		9,000 円／日	・被災地及び被災者受入地域での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費が対象です。 ・補助金総額の50%以内とします。
	C. 臨時傭役費	アルバイトの日当	6,000 円／日	・交通費を含む額です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
上記 A+B+C の合計額が補助金総額の70%以内とします。				
借上料	事務所・会議室借上料			事務所の光熱水費は対象となりません。
	・車両借上料 ・機材・備品借上料			・車両及び通信機器、テント等事業に直接必要な物のレンタル経費及びバス等のチャーター代、借上車両のガソリン代、高速道路料金、一時的な駐車場代が対象です。
運送料	事業に直接必要な発送経費（郵送料を含む。）			重量物の運送費も含みます。
印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、			・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。

平成28年度

VI. 福祉機器の整備

（1）対象となる機器

- 法人の所有する施設の利用者が必要とするリハビリ機器、特殊浴槽、介護機器（介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等）、授産機器
 ①リハビリ機器、特殊浴槽、授産機器は当該事業に必要不可欠で、事業費総額が1,000千円以上10,000千円以下であること
 ②介護機器（介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等）は当該事業に必要不可欠で、事業費総額が1,000千円以上2,000千円以下であること

（2）対象となる経費

機器及び建屋内設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

VII. 東日本大震災復興支援事業

・震災復興支援活動に直接必要となる以下の経費を対象とします。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価（上限）	備考
旅 費	旅 費	・運賃 ・国内航空賃（普通席） ・ガソリン代 ・高速道路料金		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものののみ対象です。 ・タクシ一代、特別車両料金は対象となりません。
	宿泊料	8,000 円／泊		食費は対象となりません。
物件費	建築費	応急仮設拠点施設の建築（プレハブ又は現地の木材等を活用した施設）		・建物の機能に必要不可欠な費用を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含みません。
	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	A. 専門業務謝金	専門家（コーディネータ、カウンセラー、看護、介助、通訳、経営コンサルティング等）	12,000 円／日	・コーディネータ（現地での管理・調整）、カウンセラー等の専門家を依頼した場合。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
	B. 事務局スタッフ人件費		9,000 円／日	・被災地及び被災者受入地域での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費を対象とします。 ・補助金総額の50%以内であること。
	C. 臨時傭役費	アルバイトの日当	6,000 円／日	・交通費を含む額。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
上記 A+B+C の合計額が補助金総額の70%以内であること。				
借上料	事務所・会議室借上料			事務所の光熱水費は対象となりません。
	・車両借上料 ・機材・備品借上料			・車両及び通信機器、テント等事業に直接必要な物のレンタル経費。 ・バス等のチャーター代 ・借上車両のガソリン代、高速道路料金、一時的な駐車場代
運送料	事業に直接必要な発送経費（郵送料を含む。）			重量物の運送費も含みます。
印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、			・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。

平成29年度（案）					平成28年度				
		デザイン料(発送経費を含む。)				デザイン料(発送経費を含む。)			
	保険料		(削除)	復興活動する人を対象とした保険料が対象です。		保険料		720円／(人・年間)	復興活動する人を対象とした保険料。
	消耗什器 備品費			復興活動に直接必要な備品に係る経費が対象です。（作業着等衣料品・生活用品、事務用品、材料費等を含む。）		消耗什器 備品費			復興活動に直接必要な備品に係る経費。（作業着等衣料品・生活用品、事務用品、材料費等を含む。）
	委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		補助金総額の50%以内とします。		委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		補助金総額の50%以内とする。
(削除)									
VIII. 研究補助									
・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。									
(削除)									
(削除)									
(削除)									
経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考	経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシ一代、特別車両料金は対象となりません。	旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシ一代、特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)				国内航空賃 (普通席)			
		日当	4,000円／日			日当	4,000円／日		
		宿泊料	8,000円／泊	食費は対象となりません。		宿泊料	8,000円／泊		食費は対象となりません。
		学会参加費		補助事業に直接関係があるものに限り対象です。		学会参加費			補助事業に直接関係があるものに限り対象です。
	(削除)	海外航空賃 (デイスクアントエコノミー)		任意保険等は対象となりません。 (削除)		航空賃	海外航空賃 (デイスクアントエコノミー)		任意保険等は対象となりません。 支度金等は対象となりません。
物件費	物品購入費			研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象です。	物件費	物品購入費			研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	謝 金	研究協力者等	9,000円／日	・研究活動に必要な協力者が対象です。 ・共同研究者は対象者となりません。	事業費	謝 金	研究協力者等	9,000円／日	・共同研究者以外の外部協力者 ・研究活動に必要な資料、実験、測定、実態調査等の研究補助作業者
	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含みます。		運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含みます。
	資料購入費	(削除)		・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は当該年度のものに限り対象です。		資料購入費	図書購入費		・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は当該年度のものに限ります。
	消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費				消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費		
	機材・備品 借上料			研究に必要な機材・備品等の借上料が対象です。		機材・備品 借上料			研究に必要な機材・備品等の借上料
	印刷費	報告書、ポスター、		・コピー代は対象となりません。		印刷費	報告書、ポスター、		・コピー代は対象となりません。

平成29年度（案）					平成28年度				
		パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料（発送経費を含む）		・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。			パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料（発送経費を含む）		・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
委託事業費	アンケート調査、データ集計、イベントの運営等を外部に委託する経費			・当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。	委託事業費	アンケート調査、データ集計、イベントの運営等を外部に委託する経費			・当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象とします。
※ 次の経費は対象となりません。 <input type="radio"/> 代表研究者・共同研究者の人件費・謝金 <input type="radio"/> 有料出版物の刊行費用 <input type="radio"/> 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類（パソコンを含む） <input type="radio"/> 同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複 <input type="radio"/> 經理事務を所属機関に委任する際の事務経費 <input type="radio"/> 論文等の投稿料、校閲料									
IX. 非常災害の援護									
(1) 対象となる法人 ① 定款に定める目的達成のために、非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う法人であって、本財団が定めた法人 ② 定款に定める目的達成のために、非常災害時の災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う法人であって、本財団が定めた法人									
(2) 対象となる事業 法人が主体的に取組み、被災者・被災地域への援護・復旧・復興に直接寄与する事業									
X. 緊急的な対応を必要とする事業への支援									
(1) 対象となる法人 (2) 対象となる事業 上記「公益の増進」、「社会福祉の増進」に準ずる。									
(1) 対象となる法人 (2) 対象となる事業 上記「公益の増進」、「社会福祉の増進」に準ずる。									

平成29年度（案）	平成28年度
別添5 機械 公益 平成 <u>29</u> 年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項	別添5 機械 公益 平成 <u>28</u> 年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項
1. 選定基準 <p>公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が行う平成<u>29</u>年度の補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。</p> <p>なお、「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは早期に実施する必要があり、かつ次に掲げる5要件に合致する補助事業であるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 迅速に対応することが必要な事業であること。 (2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができる。 (3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体である。 (4) 毎年恒例的に実施されている事業ではないこと。 (5) 過去において否採択とされた事業でないこと。 	1. 選定基準 <p>公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が行う平成<u>28</u>年度の補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。</p> <p>なお、「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは早期に実施する必要があり、かつ次に掲げる5要件に合致する補助事業であるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 迅速に対応することが必要な事業であること。 (2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができる。 (3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体である。 (4) 每年恒例的に実施されている事業ではないこと。 (5) 過去において否採択とされた事業でないこと。
2. 事業期間 <p>平成<u>30</u>年3月31日までに完了すること。</p>	2. 事業期間 <p>平成<u>29</u>年3月31日までに完了すること。</p>
3. 応募要件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 要望書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 補助金交付要望書（社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られない理由書を添付のこと） ② 事前計画・自己評価書 ③ 補助事業の概要 ④ 事業者の概要 ⑤ 事業経費比較表 ⑥ その他 (2) 要望書の提出等 <p>要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成<u>29</u>年4月1日以降隨時受付とする。</p> 	3. 応募要件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 要望書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 補助金交付要望書（社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られない理由書を添付のこと） ② 事前計画・自己評価書 ③ 補助事業の概要 ④ 事業者の概要 ⑤ 事業経費比較表 ⑥ その他 (2) 要望書の提出等 <p>要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成<u>28</u>年4月1日以降隨時受付とする。</p>
4. その他 <p>申請その他の事項については補助方針による。</p>	4. その他 <p>申請その他の事項については補助方針による。</p>
5. 適用 <p>平成<u>29</u>年4月1日から適用する。</p>	5. 適用 <p>平成<u>28</u>年4月1日から適用する。</p>